

JICA 環境社会配慮ガイドライン第5回フォローアップ委員会

日時 平成16年3月3日(水)

午後二時開会 場所 国際協力総合研修所 国際会議場

出席委員 (敬称省略)

議長/委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 悟	メコンウォッチ
委員	松本 郁子	FoE ジャパン
委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・ 法制度研究グループ長
委員(代理人出席)	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
ビューロー/委員 (代理人出席)	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員(代理人出席)	氏家 寿之	海外コンサルティング企業協会環境部会代表
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	山崎 信介	農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・評価部次長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境・女性課長代理
欠席委員		
ビューロー/委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
ビューロー/委員	片山 徹	海外環境協力センター専務理事
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
ビューロー	鈴木有津子	独立行政法人国際協力機構企画・評価部 環境・女性課長

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 第5回のフォローアップ委員会を開催いたします。前回、おとといですが、ガイドライン案の協議を行いまして、ひととおり終わりました。これに対する対応といたしますか、修正等を JICA の担当のかたにさせていただきましたので、まずそのご紹介を頂きたいと思います。前回は 2.7 まで確認いたしましたので、2.8 以降をご説明下さい。

では、上條さん、お願いいたします。

- **事務局 上條哲也** (以下 上條) JICA の上條です。今日の資料のご説明を簡単にいたしまして、そのあとガイドラインの修正した箇所をご説明いたします。

今日はお手元にガイドラインの案の「FC.5-2」と、次の「FC.5-3」は実行体制というもので、この実行体制は今回皆様に初めてお目にかかる資料です。そのあとに、今日国土交通省の皆様が出席できないということで、国土交通省のコメントということで資料を頂きましたので、それを「FC.5-4」としてつけてあります。

それでは、ガイドラインの案の FC.5-2 のほうに戻っていただきまして、前回 13 ページの 2.7 のところまで文言の確認を終わりましたので、2.8 のところから、おとといからどこを直したのかということをご説明させていただきます。

13 ページの「2.8」のいちばん下の行ですが、「環境社会影響」。「配慮」のところを「影響」に直しました。そのあとは 13 ページは特にございません。

14 ページは特に修正点はございません。

ページをめくっていただきまして、15 ページも、特に修正しているところはございません。

次の 16 ページも、特におととい以降修正しているところはございません。よろしいでしょうか。

次の 17 ページも特に変更点はございません。

18 ページも変更点はございません。

あとは 19 ページ、20 ページも特に変更はございません。

21 ページと 22 ページも特に変更はありません。

23 ページも変更はありません。

24 ページの「フォローアップ」のところの最後の行ですが、前回ご指摘がありまして、「把握」ではなく、問題の「解決」に努めるというご指摘を受けましたので、それを持ち帰りまして検討しました。この部分は、JICA の協力事業が終了してしまい、もう JICA の手を離れた段階で関与している、責任を有する機関がもうどこかあるのだと思うのですが、そういう段階で何か指摘があつて、JICA が必要だと判断した場合に調査をするということです。そのときに、解決というところまで JICA が関与することはなかなか現実的に難しいだろうと判断しまして、調べてどういう問題があるのかということ把握したうえで、その段階で関係している機関に対して JICA の意見を伝えるということまで、JICA が関与できるのではないかと判断しました。そういう認識で、「問題を把握し関係機

関に提言を行う」という文言に修正しました。

ここまでで何かございますでしょうか。

- **原科議長** そこまで一区切りつけましょうか。今までのところで何かございますでしょうか。

最後のところの「問題を把握し解決を図る」という表現が、「関係機関に提言を行う」という表現になりましたけれども、それは皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。やれることは、提言を行い、その結果を公表するぐらいまでですかね。

- **上條** ただ、公表するとなっても、やはりもう JICA の手を離れてしまっていますので、相手機関の意見を聞くということだと思うのですが。

- **原科議長** 公表して、JICA の意見を社会と共有するということまでだと思います。公表はしたほうがいいと思います。そうしないと、ただ提言しただけだと無視されてしまうかもしれない。公表しておけば少しは・・・。「提言を行い、その結果を公表する」というのはどうでしょうか。・・・ということを提案いたしますが、いかがでしょうか。特に異議がなければ。どうぞ、富本委員。

- **富本** その結果というか、「その内容を公表する」でよろしいでしょう。結果となりますと、改善されたかどうかということまでフォローする必要があるのです。前は「解決に努める」という表現で、確かに解決まで努力しようということなのですが、JICA のできる範囲ということをより明確にして、そこまでは責任を持つということになりますと、「問題を把握し、関係機関に提言をしたうえでその内容を公表する」という表現がよろしいかと思います。

- **原科議長** 「提言をしたうえでその内容を公表する」という表現にしましょう。よろしいですか。では、そのように修正してください。

ほかにごございますでしょうか。特になければ先に参りましょう。また後で全体を通してお気づきの点を言っていただきます。

それでは、先にまいりましょう。どうぞ、お願いします。

- **上條** 次の別紙 1 ですが、これは 25、26、27 ページにわたるのですが、特に変更はございません。

別紙 2 も、28 ページと 29 ページですが、変更は特にごございません。

別紙 3、30 ページからですが、この表紙のところ、「記入責任者の氏名、所属・役職名、組織名、連絡先」のあとを 1 行空けるようにということがありましたので、1 行空けました。

あとは次の 31 ページで、下のほうですが、2-2 の下から 4 行めの「大規模非自発的住民移転」のところで、「人」だけではなく「家族」というのも入れたほうがいいのではないかとご指摘がありました。ちょっとここを確認したかったのですが、「世帯」ではなく「家族」がいいのでしょうか。

- **原科議長** 「世帯」か。

- **上條** 「世帯」ですか。
- **原科議長** そうですね。「世帯」ですね、吉田先生。吉田先生のご提案だったと思えますけれども。
- **上條** では、「世帯」にいたします。ここは「家族」にしていますけれども、「世帯」とさせていただきます。
 そこを変更しまして、32 ページは特に変更はございません。
 33 ページも変更はございません。
 34 ページも変更はございません。
 35 ページは、下の左側ですけれども、前は「温室効果ガス」と書いてあったのですが、そこを「地球温暖化」に変えました。
 あと、36 ページですが、項目 10 で、ここはちょっと前回議論がありまして、情報公開とステークホルダーのところの質問のしかたで幾つかご意見がありました。その意見を踏まえて JICA のほうで修正するということでした。これは最初に要請が出てくるときに、一緒に相手側の情報を聞くという様式ですので、最初に情報を聞くということで、なるべく分かりやすい質問のほうがいいのではないかと。そして、なるべく YES か NO かで答えてもらうほうがいいのではないかと思いました。前は情報公開とステークホルダーの協議は別々の質問だったのですが、まとめて項目 10 として「情報公開と現地ステークホルダーとの協議」という項目にしまして、10-1 の質問として「環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか」と。
 ここでもし YES にチェックしていただければ特に問題ないのですが、もし NO にチェックしていただいた場合は、「その理由は何ですか」と。とりあえずこの段階ではそれだけ聞いて、そのあと要請書の中をカテゴリー分類して、もし情報公開する必要があると JICA が判断すれば、また働きかけるというやり方がいいのかなと思ひまして、質問としてはこの程度でいいのではないかなと判断しました。
 次の別紙 4 は、特にまだ変更はありません。
- **原科議長** ありがとうございます。
 以上ですが・・・。
- **富本** 1 点だけ訂正があります。34 ページの項目 8 ですが、タイプミスだと思いますけれども、意味の分からない日本語になっています。「プロジェクトは環境社会影響を及ぼしますかす可能性」となっています。
- **原科議長** 「しますか」はいらぬですね。
- **富本** ええ。「及ぼす可能性がありますか」と訂正していただきたいと思ひます。
- **原科議長** そうですね。
 それでは、今の部分で何かご意見はございますでしょうか。前回の議論を踏まえて直していただきましたけれども、こんなことでよろしいでしょうか。

では、フロアのかた、どうぞ。お名前をお願いいたします

- **加藤** 日本テクノの加藤と申します。28ページの「2. 影響を及ぼしやすい特性」の(2)に「大規模地下水揚水」とあります。これは水を取るということが特性だと思うのですが、地下水に限定しているということがちょっと、あまりにも狭いのではないかと。表流水でも大規模に取水してしまうと環境に甚大な影響を及ぼすと思いますので、これは「大規模な取水」あるいは「地下水・表流水からの取水」というような表現に変えて、もう少し幅広にしたほうがよろしいのではないかと思います。
- **原科議長** ありがとうございます。

今の件はいかがでしょう。対象を広げて、地下水に限定しないで、大規模な取水ということ、表流水も含めたほうがいいのではないかとということでしたが。
- **上條** この部分は今まであまり議論がなかったとは思いますが。議論が特になかったのも、特に変更もしていないのですが。特にパブリックコンサルテーションでも意見を頂かなかった部分なのですけれども、どうしましょう。私で、すぐ答えがなかなか出ないとは思いますが。
- **原科議長** では皆さん、ご意見はいかがでしょう。今のご提案ですが。

どうぞ、作本委員。
- **作本委員** 確かに今おっしゃったような事例はありますね。インドネシアのジャカルタ郊外におきましても、やはり水力発電用、あるいは飲用水を確保するために大々的に山から水を取ってしまうということは十分ありえます。
- **原科議長** 表現としては、それも含めたほうが・・・。
- **山崎委員** 私自身が必ずしも全ての会合に出ているわけではないので、いろいろ議論しにくい面もあるのですが、これは提言に位置づけたときの経緯が当然あるわけです。おっしゃったように、そういう事例が当然あるのかもしれませんが、しかし、かなり議論を積んできた経過があるので、提言の考え方であえて書いた理由が何なのかということ振り返って考えてみて、その事例を入れるべきなのかどうかという議論をする必要があるのではないかと気がします。今までずっと議論をしてきて、特段の異論もない中で進んでいるわけですので、少しその辺は原点に戻って議論したほうがいいのではないかと気がしますが。
- **原科議長** どうでしょう。これは重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示ということなので、例示の範囲をどこまで広げるかですね。どうでしょうか。例示として、地下水揚水だけに限定しないでもう少し広げておいたほうがいいのではないかとご意見ですが。その必要はないと考えるかどうかです。あまりこの点は詳しく議論しなかったと思いますが、どうでしょうか。ほかにご意見はございますでしょうか。表流水を大量に取水するという問題は起こり得ますね。幾つかイメージはすぐ浮かびますけれども。
- **松本郁子委員** このときの議論の経緯を私もはっきりとは覚えてはいないのですが、地

域によっては大規模な影響を及ぼすということで、もう少し上水道や下水道の問題も入れたほうがいいのかというところで、この「地下水揚水」というのも入ったのではなかったかなと思うのです。そういう経緯でいくと、今おっしゃったような大規模な取水というものは、地域の環境に大規模な影響を及ぼす可能性がありますので、そのような形で拡大するような表現に変えても全く問題はないのではないかなと思います。

○ **原科議長** 前回、上の「影響を及ぼしやすいセクター」の(14)「水産業」と表現したのが、たしか漁業だけではなく、養殖など、もう少し幅広くということで変えましたので、その趣旨でいくと、こちらも懸念されるものが明確であれば、入れておいたほうが良いように思います。吉田委員、どうぞ。

○ **吉田委員** 多分これは上のものと関係すると思います。1のセクターで定義して、そこに「以下に示すセクターのうち大規模なもの」となっているので、それに当てはまらないものが下に具体的に「大規模地下水揚水」と入ったと思うのです。例えば取水の場合はすべて河川で入るし、水力発電も入るし、上水道あるいは下水道というセクターに全部入ってきますので、下にそういうことで挙げていくと、今度上のセクターで挙げたものを全部下にまた持っていかなければいけないという混乱が起きると思うのです。ですから、私はこのままでいいと思うのですが。

○ **原科議長** なるほど。今のご意見ですが。ただ、1番と2番と軸が違うのです。クロスになるのだと思いますので、1に含まれるから2は外すというのも、ちょっとまた違うような感じがしますが。富本委員、どうぞ。

○ **富本** ここはあくまでも例示ということですので、ここに入らないからといってそれを配慮しないということではないと思います。その前に、25 ページに別紙1として、「配慮の対象範囲」ということの中に、1に「水利用」、あるいはその前に「水」というような、かなり広い範囲で対象範囲を定めていますので、今おっしゃったような表流水あるいは地下水、あるいは広く水資源開発というようなところも、ここでまずは読めるのではないかと考えています。

例示を増やすのはもちろんかまいませんけれども、そこでまず全体を押さえているという理解でよろしいのではないかと思いますし、もちろん表流水の重要性というのは我々も考えていますので、それを全く対象にしないということは実際ありえないと思います。この25 ページのところ、まず非常に広く押さえているということですので。

○ **原科議長** そうすると、今のご意見ですと、「影響を及ぼしやすい特性」で、「(2) 大規模地下水揚水」の表現のままでよろしいのではないかと。

○ **富本** このままでよろしいのではないかとと思うのですが。ただし、今おっしゃったようなご意見は、この25 ページのところ、カバーしていると考えていますので、それは記録として残しておいたほうが良いと思いますけれども。

○ **原科議長** ほかにご意見はございますでしょうか。作本委員、どうぞ。

○ **作本委員** 確かに文章のほうでは25 ページで尽くされていると僕は思います。ただ、

そうしますと、28 ページの 1 と 2 という軸も、よく使われている方法かもしれないのですが、先ほどちょっと原科先生がおっしゃいましたけれども、この 2 本の例示にしても、どういうメルクマールで並べているのか。そこを少し整理しておく必要があるのではないかと思います。1 に関することについての際立った環境影響が 2 に入っているのか、縦軸・横軸ということで、全く違うところから 2 番が設定されているのか、ちょっと交通整理だけしておいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

- **原科議長** 1 と 2 は軸が違うのですよね。2 と 1 の違いはどうか、ちょっと確認したほうがいいですね。
- **富本** 上の説明書きにも私どもが言ったことが書いてあるのです。要するに例示で押さえまして、加えることは全く異論はございませんけれども、加えるといろいろなことが出てくるでしょう。このままにしておいたらどうかというのが最初の提案で、1 はセクター、2 は特性という、ただそれだけの意味合いだと思います。ですから、その上に書いてあるただし書きが、むしろ重要ではないかと。
- **原科議長** では、「1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示」とか、つけておきますか。そうすると、これだけではないことが分かりますね。2 も「影響を及ぼしやすい特性の例示」とか、見出しに入れておきましょうか。そうしないと、これだけ見てしまうと、もうこれしかないように思ってしまうですね。ですから、「1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示」「2. 影響を及ぼしやすい特性の例示」という表現にして、(2) はこのままにしておく。そのようなことならどうでしょう。よろしいですか。いいですか。

では、ご提案のように、この中身は、個別のものはこの格好でいじらないで、例示だということが分かるようにしておけばよろしいと思います。それではそのように、見出しの表現を 2 か所変えてください。

ほかにございますでしょうか。どうぞ、松本委員。

- **松本悟委員** メコンウォッチの松本です。おととい議論になった 37 ページ、「8. 協議」のところのローカル NGOs について、もし上條さんのほうで何か調べられていたら教えてほしいのですが、私のほうでも一とおりに世銀の OP 等に出てくるローカル NGOs という言葉は全部調べてみたのですが、定義好きの世界銀行にしては珍しく、ローカル NGOs の定義はしていないのです。

文脈から読み取るしかないのですが、基本的には、「そのプロジェクトの進行のモニタリングに協力をしてもらう」とか、あるいは「現地の知見を有している」などというさまざまな語句と並んで使われています。理解としては、おととい JBIC の和田さんがおっしゃったように、現地に派生した NGO というような意味で世界銀行がローカル NGOs を使っているというようには、私は読みきれませんでした。

つまり、その地域で活動して、その地域の生活なり環境なりに知見を有している NGO ということ、ローカル NGOs と呼んでいるというように、文脈上は読めると私は理解しました。それはちょっと懸案だったと思います。

- **原科議長** そうしますと、確認しますと案文の何ページに対応しますか。直さなければいけないという議論は。
- **松本悟委員** 37 ページです。
- **原科議長** これはこのままでいいのでしょうか。37 の表現はこれで、ガイドライン案のほうの修正をしなければいけないのではないかという議論がありましたけれども、それは直さなくていいということ・・・。
- **上條** おととい、ご指摘を受けたあとに、私のほうも世銀の NGO の使い方のところを見てみたのですが、今松本さんがおっしゃったように、ローカル NGOs と書いてあるのです。「affected groups and Local NGOs」という言い方をしているところが多いのです。あと関係する部分で何か参考になるような表現がないかなと思ったのですが、「Environmental Action plans」というほうのオペレーショナル・ポリシーのほうでは、「ブロード・パブリック・パーティシペーションをインデュースする」というようなことが書いてあるので、趣旨からすれば、広くパブリック・パーティシペーションを得ると。そこで「Including Local NGOs」などという言い方もしてあるのですが、そういう趣旨だろうと思います。ここでまた前のほうに戻って、「定義」のところのステークホルダーのところでもご説明しようと思っていたのですが、私どもの検討した結果では、おとといのと通りの表現でいいのではないかと。
この別紙4のところは、やはり「世銀のオペレーショナル・ポリシーに基づき」と書いてあるので、「地元の非政府組織」という訳し方がもうされていて、これが実は JBIC のガイドラインでも同じような使い方をされているということもありますので、特に変更しないで・・・。前のほうの定義のところでも、今のこのような趣旨の「broad public participation」というような言葉も見たりしましたし、今まで議論してきた経緯もありますので、「現地で活動している」のままにして、英語に訳すときに世銀の表現と横並びにしたほうがいいと思うので、そこは「Local NGOs」という言い方をすればいいのかなと思っています。
- **原科議長** 澤井委員の代理のかた。お名前をどうぞ。
- **澤井委員（代理武藤）** 国際協力銀行澤井委員の代理の武藤と申します。国際協力銀行のほうで、やはり世銀のオペレーショナルポリシー等を調べてみました。こちらについては、現地 NGO について「プロジェクト地域についてよく知り、また地域住民と関係が深い NGO」と言及しているところがあります。JICA のガイドラインで書かれている「現地で活動している NGO」というのもそういう趣旨ですかという確認ですが、よろしくお願ひします。
- **上條** すみません、もう一度教えていただけますか。
- **澤井委員（代理武藤）** これは世界銀行のオペレーショナルポリシーのグッド・プラクティスというところから引いているのですが、プロジェクト・アイデンティフィケーションにおいてということで、「プロジェクト地域についてよく知り、地域住民と関係が深い

NGO」という言及があります。この理解と、JICA 環境ガイドラインにおける理解と同じ意味ですかというクラリフィケーションなのですが。

- **原科議長** 「関係が深い」の意味合いをどう取るかですね。「よく知る」という点では活動しているということでもいいと思いますが、「関係が深い」をどのぐらいに考えるか。
- **上條** うちには特にまだそこまでの定義もしていませんので、ただ、少し広めに取って、現地で何らかの活動をしているかであればいいのではないかと考えているのです。では地域住民と全く関係がないかたはどうするのかと言われてしまうと、なかなかどうしたらいいのだろうという形なのですが。
- **原科議長** 全く関係ないことはないでしょうね。情報を集めるのだから。ただ、それが限られている可能性はありますね。それを「関係が深い」という表現でうまくいえるかどうか、少し迷う場合があるかもしれないですね。
- **上條** ただ、現実的に、その現地で何か JICA が向こうと一緒に協議するとき、意見を言いたいと、そしてまたそこに来られるというかたであれば、「あなたは住民と関係が深いのですか」と聞くことは多分ないと思うので、名前と出身のグループか何かをちゃんと教えていただければ、事実としては意見は聞くのだと思うのです。
- **原科議長** 正確に一致するかは分からないけれども、ほぼそれに近いのではないかと思います。趣旨は環境影響評価法の考え方で、幅広くだれでも意見を出すという立場で考えているということだと思います。また、日本国の政府の法律ですから、それに沿った概念でいいと思います。
- **富本** ステークホルダーの範囲ということについては、世銀のグッド・プラクティス・ペーパーも当然参照すると思います。しかし、全く同じかどうかというのは、グッド・プラクティス・ペーパーですから、それにバインディングされるかどうかというのは別として、参照することは当然のことだと思います。

これは確かに、現地で大使館や JICA 事務所も非常に苦勞しているところです。これからまさに JICA としてもそのプラクティスを高めていって、どの範囲を本当に確保すれば有効な意見が確保できるのか、参加が確保できるのかということも含めて、経験を積んでまいりたいと思っています。

したがって、ここで許していただけるのは、この表現で「現地で活動している NGO」ということでとどめていただいて、これからいろいろなケースでそういうものを高めてまいりたいと考えています。現に参加をし、意見を受け、また公開をするにつきましては、別途また研究も進めてまいりたいと思っていますので、いろいろな機関のことも参照しながらということになると思います。

- **原科議長** 昨年度ですか、財務省の環境社会配慮研究会でもいろいろ世銀の担当者のかたをお呼びしてお聞きしたので、その資料も見ればまた分かる点があるかもしれません。それから、4月には国際影響評価学会（IAIA = The International Association for Impact Assessment）の大会がバンクーバーであります。私は日本支部代表なものですか

ら、そこへ行きますので、そのときにまたいろいろ情報を仕入れてきたいと思います。できるだけそういうところで確認しておいたほうがいいと思います。ただ、我々の考えは我々の考えですので、おっしゃるようなことで幅広く情報を集めたいという姿勢は堅持したいと思います。

- **松本悟委員** いずれにしても1点だけクリアにしておきたいのは、37ページの別紙4というのは、いわば現地国政府の法律に基づくEIAであると。その中で現地国政府が行わなければならない、つまり国際機関から援助を受けるために、エクワイアメントとして求められている協議記録の場合の対象者として、ローカルNGOsが入っている。一方で、JICA自身がJICAの環境社会配慮調査において全く同じことになるかどうかというのは、おととい和田さんはあのようにおっしゃいましたけれども、私は、スタンスが違うことがあってもやむをえない部分があると思うわけです。

つまり、JICAとしてはプロジェクトのフォーミュレーションの中でさまざまな声を聞くという方向があるわけですから、そこは今上條さんがおっしゃったようなJICAの方針ということでしっかりとやっていただくと。これについては、最終的には資金協力団体、供用するところが検討する内容で、そこでまた改めてこのローカルNGOsという議論がなされると思いますけれども、このJICAの部分では、今JICAがおっしゃっている以上は、そういう広い概念でいくということで全く問題ないと思います。

- **原科議長** それでは、以上のようなことで。
- **吉田委員** 吉田です。例えば協議会をやるとういうときに、相手国政府側から、そのNGOがローカルNGOではなく、それを代表している発言をする人たちがその国の国民ではなく、かつ選挙権もなく、したがって協議会に入るのは困るというようなことを向こう側の政府から言われた場合には、具体的にどういう対応をするのか。そういう疑問が残るのですが。精神としては、なるべく知見を持っている意見を聞くというのは分かるのですが、具体的に相手国政府がそういうスタンスで迫ってきた場合、どういう対応をするのかなという疑問を持つのですが、いかがですか。

- **原科議長** どうですかね。これは私もよく分かりません。
- **富本** かつてそういう経験は幾つかありますが、できるだけJICAとしては、まさに相手国政府機関と話し合いをして、広い範囲の意見を取ろうではないかと。例えば賛成意見ばかりではなく、反対意見も、あるいは中立的な意見も取ろうではないかというような働きかけはするわけです。そのうえでも、やはりどうしても彼らを入れてしまうと議場が混乱するとか、あるいは極端な場合は治安が保てないなど、そういう場合にはやむをえない部分があります。しかし、かつてもそういうことで、できるだけ広い範囲を入れていこうではないかという打ち合わせをまずして、それから広く、こういう協議会をやりますよというお知らせするというところで来ているのではないかと考えています。

国によっては、やはりそういうことを言うてくる政府もございますので、そこはやはり特に気をつけて、やり方についても事前に協議をしておく、了解をしておくということだ

と思います。

- **原科議長** 実際はやはりケース・バイ・ケースということになるのでしょうか。できるだけその方針を貫きたいですが。
- **森嶋委員** 広島修道大学の森嶋です。同じような意見ですが、私は以前に環境事業団の地球環境基金を立ち上げた経験を持っております。この基金は、海外の NGO にも資金的支援をしていますが海外の NGO の判断は非常に難しいです。情報がないことと判断基準がありませんので、実際には在外公館に情報と意見を求めてそれを参考に選別をしてきました。そういう意味では先ほど富本委員がおっしゃったように、JICA のこれからの経験と情報の蓄積が重要だと思います。JICA には在外事務所がありますから現地の情報を十分に確保しておかないと、現地政府とトラブルを起こす可能性はないとはいえないと思います。例えば、私のネパールでの経験では、この国には1万を超える NGO があるようですが、その中にいろいろな性格のものがあり、そこをどうやって見分けるかということになりますと実際には困難です。やはり現地の日常の情報収集が非常に大切だと思います。ただ、ここでは JICA の基本的なスタンスを示しており、それをグローバルに発信するわけですから、やはり幅広に拾うのだという姿勢は堅持しておくべきかと思います。以上です。
- **原科議長** どうもありがとうございます。それでは、ほかに。今の件はよろしいですか。それでは原案どおりということで、今の議論を踏まえた運用をお願いしたいと思います。その他ご意見はございますでしょうか。富本委員、どうぞ。
- **富本** 1点だけ、少し気になっておまして、6ページは、また戻って議論をすることはもうないですか。
- **原科議長** 全体をもう1回通してやりましょうか。
- **富本** やりますか。そのとき申し上げます。
- **原科議長** それでは、全体を通してご議論がございましたらお願いいたします。これで案ができたというところを持っていきたいので、もう1回確認しましょう。どうぞ。
- **上條** 1点確認したいことがありまして、今ももう話題になってしまっているこのステークホルダーのところでは、6ページの1.3「定義」の10番で、『現地ステークホルダー』とは、または『ステークホルダー』とは」と定義しているのですが、ここでちょっと皆さんのご意見を伺いたいのが、「不法居住者」という表現です。おととい「非正規居住者」というご提案も頂いたということをご紹介しまして、今両方並べているのですが、どちらかを取ったほうがいいのか、それとももう両方並べたままにしておけばいいのか。英語は「squatter」という表現だということは、もう2回前ぐらいのときにお話があったのですが、日本語として「不法居住者（非正規居住者）」というように並べて両方書いておいたほうがいいのか、それともどちらかを選んだほうがいいのかというあたりを、もしご意見があったら教えていただきたいのですが。

○ **富本** 補足します。私がここを提案したものですから、責任もあります。「不法居住者」という言い方を JICA のガイドラインでしてしまいますと、相手国政府を越えて JICA が不法かどうかということ判断しなければならないということがあります。かつまた不法であってもやむをえず住んでいる場合というのは多々ありますので、JICA としてはそういう表現を取らないで、それ以外の表現でできないかなということをご提案申し上げて、そのうえでこの「非正規居住者」という言葉を、今は並列させています。非常に難しい判断があり、いろいろな関係省庁の表現では、「不法」という言葉を使っている省庁もありますし、国際的には「非正規」という、要するに不法ではないという表現を取る場もあります。

そういった意味で、まだ少なくとも日本の ODA の文献の中では、どの表現を取るべきというようなことで決まってははいないのではないかと思います。法務省等では「不法」という言葉を、「不法居住者」とか「不法就労者」という言葉で使っています。JICA の場合は国際的な仕事をしていますので、むしろ国際慣習あるいは幅広い考え方で扱ったらどうかということで、むしろ後者の「非正規居住者」という言い方のほうがいいのではないかと私自身は思っているのですが。その辺、委員のご意見も伺ったうえで・・・。

○ **原科議長** そうすると、「非正規居住者」という表現で、「不法居住者」という表現を外して、括弧の中だけを残す形がよろしいというご提案ですね。

○ **富本** 私自身はそうです。

○ **原科議長** 作本委員、どうぞ。

○ **作本委員** 作本です。「squatter」という言葉が一般的に使われていると思うのですが、おっしゃるとおり定義というのは難しいと思います。特に入会地など、しかも地権なのか、土地所有権が明確でないところでこういう紛争が起こることはよくありえるので、今頂いたコメントは、むしろ配慮すべきなのではないかと思います。

ただ、そこで、やはり表現として「不法居住者」ということを「squatter」で置き換えるのか、あるいは「非正規」というのは、もし英語ですと何かいい表現が・・・「イリーガリー何とか」ということになればまた同じかなと思ったのですが、何かアイデアがあれば教えてください。

○ **原科議長** 英語はもう「squatter」でいこうと。ですから、「squatter」は日本語ではないので、「不法居住者」か「非正規」かという、日本語の表現をどうするか。

どうぞ。

○ **富本** 英語のほうの「squatter」という語感も「不法」という意味合いもあるし、あるいはやむをえず住んでいるというような意味合いもあり、これも解釈が相当分かれていきます。

特に、外国からの今回のコメントで、不法居住者については意見を聞く必要はないというような強い意見もあるのですが、それは他の正規に住んでいる人たちとの間でバランスが悪くなるというような意見もあり、そういった扱いをどうするかということ。いろいろ調査が進んでまいりますと、確かにいろいろ利権を得たくて住み込むというようなこ

ともあるかと思えます。そういうところはできるだけ排除しつつ、しかしやむをえず、貧しいがゆえにとか、その他の理由で住まなければならない人というのはたくさんいるわけです。そういった人たちまで不法として排除するのはいかがかということで、「squatter」という英語を、ここでは「非正規居住者」という言い方にしたいと思っています。ご賛同いただければそちらを取りたいと思っています。

- **原科議長** いかがでしょう。
- **作本委員** 今のコメントは分かりやすかったです。やはり一応「squatter」ということで、まさに概念があいまいなところをそのまま残した形で、実態によってケース・バイ・ケースで判断するという、そのほうが正しいのかなと思います。ありがとうございます。
- **原科議長** それでは、ご提案のように「非正規居住者」という表現でよろしいでしょうか。では、そのようにしましょう。それでは、括弧を外して「非正規居住者」ということにしてください。

ほかにございますでしょうか。

では、私から一つ。11 ページのところ、2.4「審査諮問機関への諮問」ですが、審査諮問機関の機能のところ、少し気になったところがあります。以前だいが議論した点ですが、今、作業監理委員会という形で技術的な支援をしていただくような仕組みができていますが、これ自体変化するという事ですから、固有名詞は別にして、機能として、技術的支援の段階で、環境配慮を前段で考えても、技術的問題によって環境配慮のようすが変わる場合もありますね。その場合、どちらを優先するかという話を前に随分したと思います。そういうことに対して、やはり環境配慮をしっかりやっていただくということが大事なことだろうと思います。

そういうことで、2.4の4番で、「協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮について検討する場合においても、審査諮問機関の助言を得る」という表現、そういう趣旨だと思います。こういう表現で今の趣旨がうまく理解できるかどうか少し気になったので、この辺をちょっとご説明いただきたいのですが。

たしか具体的には、その委員会の情報を公開していただいてやり取りするような話があったと思います。それで、判断はむしろ審査諮問機関の判断に応じて対応していただくようなことがあったと思いますが、いかがでしょうか。

- **上條** ここの2.4の4でいわんとするところは、協力事業によっては技術的な支援が必要だということで、協力事業の案件個々に何らかの委員会が作られることがあるわけです。その中で、その事業が環境社会配慮面が関係してくると。具体的にいえば多分カテゴリAやカテゴリB。その中でも特に環境面や社会面でいえばカテゴリAになるようなことが想定されるのだと思うのですが、カテゴリAの案件で、それが作業監理委員会のようなものが設置されたときに、その作業監理委員会の中で環境社会面のことも含めて議論をするのだとは思いますが、そこで議論した場合においても、審査諮問機関には必

ず諮らなければいけないということなのです。

- **原科議長** そういうことですね。
- **上條** はい。なおかつ審査諮問機関で議論したことは公開されるということですので、作業監理委員会の議論が、作業監理委員会自ら公開するというはまだこのガイドラインでは何も書いていませんけれども、その作業監理委員会をどういう形でやるかということは、別途今検討されていると理解しています。ただし、ここではそういう場合、作業監理委員会で議論されても審査諮問機関の助言は得るのだというように決めています。ですから、そういう案件については、関係する委員会があって、また諮問機関もあると。2回諮らなければいけないということだと思います。そして、審査諮問機関に諮った場合は、議論は公開されると。ですから、審査諮問機関を通じては、情報は公開されてしまうということだと思います。
- **原科議長** その場合、審査諮問機関は必要に応じてこちらからアクセスして情報を求めるということになりますね。
- **上條** 審査諮問機関に諮るときに、もちろん資料も持ち込むと思いますので、そういう資料は議事録と一緒に公開されるという理解なのですが。
すみません、あと JICA 自らも情報公開するこの手続きの中で言っていますので、ここでカテゴリーAになるようなものであれば、要請の確認段階から情報は出てきますので、そういうところでも情報は出されていると。そして、カテゴリーAであればスコーピングの案の段階から情報が出てきますので、この作業監理委員会にかけようがかけまいが、Aに位置づけられるものであれば、情報は JICA 自らも出していくということですので、透明性は確保されると思うのです。
- **原科議長** そういうことでよろしいですか。これは文言を直さなくとも、この文言でそういうことがきちんとできるということであればよろしいですね。技術的な判断から、最初に考えた環境社会配慮ができなくなってしまうと困りますので、それは避けなければいけないということです。
- **富本** 補足します。上條が答えたとおり、いわゆる作業監理委員会で国内支援委員会の在り方については現在検討中でございます。一義的には JICA が責任を持って調査の計画をし、コンサルタントに対して指示を出して、コンサルタントのかたから提案を受けますが、それに対するかなり技術的な問題についての助言を行い、支援をするための委員会ですので、そこではある程度の環境社会配慮についての議論も当然あると思います。しかし、往々にして、これまでの経験からいいますと、この議論が十分でなかった場合もありますので、さらにそこを拡充する、あるいは遵守するという意味から、この審査諮問機関による助言というのは非常に重要だと思っています。場合によっては、そういう委員会との意見の対立もあるかもしれませんが、そういった場合には諮問委員会の意見が優先すると考えています。
- **原科議長** その意味で、4番のところ、助言を受けるために得るということですが、そ

のために必要な情報の提供を求めるとか、そういうことが一文入るといいのかなと思ったのですが、そういう文章は付け加えなくてもよろしいでしょうか。これは私の単なる意見ですから、皆様のご意見を伺わないといけないのですが。

富本、どうぞ。

○ **富本** このあと、審査諮問委員会の体制等、あるいは業務の内容につきましてご提案いたします。そこで、より具体的なやり方についてももしご提案があれば、例えばどういう資料、情報が必要かというようなことについてご議論いただければと思っています。

○ **原科議長** このガイドライン上は、文章はこのままにしておいて、直さないでおきましようということですね。

よろしいでしょうか。そういうことでよろしければ。では、そうしましょう。趣旨はそういうことです。

ほかに何かございますでしょうか。全体を通して特にこれ以上ないようでしたら、この段階で、この部分に関してはこの委員会での議論をストップしますが、よろしいでしょうか。

○ **村山委員** 以前にもう議論になったのかもしれませんが、例えば 37 ページの別紙 4 については「カテゴリ A 案件のための環境影響評価の報告書」ということになっているわけですね。これまでこのガイドラインは「環境社会配慮」と、「社会」という言葉が入ったりするわけですが、ところどころ「環境影響評価」という、環境だけに限定したかのように見える表現も幾つかあるのです。「環境影響評価報告」といった場合は、これは社会面も含まれるという理解でいいのか、あるいは限定しているのか、ちょっと内容を見てもよく分からない。あるいは、もうこれは制度化されているものだから「環境影響評価」といっているのか。そのあたりの整理が必要なのかなという気も少しするのですが、ここに限らず、ほかのところも「環境影響評価」という言葉が幾つか出てきます。これは全般的に社会面も含めるという意味合いで理解してよろしいでしょうか。

○ **原科議長** 私はそういう理解をしましたが、どういうことになりますか。

○ **上條** 「環境影響評価」という言葉遣いをしているところと、「環境社会配慮調査」という言葉遣いをしているところがあるのですが、「環境影響評価」というのは、向こうの EIA の制度や EIA の手続きなどを想定しており、JICA の支援する部分に関していうと「環境社会配慮」という言葉遣いをしているのです。ですから、相手国の制度のことを想定した場合は「環境影響評価」。通常、多分そういう言い方をしているのだと思いますので、そういう言い方をしています。

ただ、この別紙 4 というのは、JICA が支援したカテゴリ A 案件のためには、こういう報告書でなければだめだと言っているわけではなく、別紙 4 を使っているのは、これは詳細設計調査のときに別紙 4 を引用していて、詳細設計調査の場合は、もう先方が向こうの制度に従って EIA の手続きなりを終わっていて、報告書もできていると。その報告書に対しては別紙 4 のようなものが入っていないといけないということで、ここの部分は世銀の

オペレーショナル・ポリシーを引用したものとして、JBICのガイドラインと全く同じ文言を使っているということです。

ですから、社会面のことも、JICAの示した社会面の影響と同じ範囲かどうかというのはまちまちなのだと思うのですが、少なくとも世銀が相手国に求めている社会的な面は入っていると思います。

- **村山委員** そうすると、環境面だけに限定しているわけではないということですね。具体的に7番のところに「環境管理計画」と書いてありますが、ここには「環境や社会に与える」というように明言されていますから、限定をしているわけではないと、そういう理解でいいのですね。
- **原科議長** 私はそう思っていました。ただ、日本のアセス法の環境影響評価報告の場合は若干限定度が高いのですね。ただ、景観や身近な自然の話などがありますから、若干社会的な部分もあります。

ほかにございますでしょうか。では、これでもういいとするか、あるいは若干……。この先どんな段取りになりますか。それによりますね。
- **上條** 私どもとしては、3月中にこのガイドラインを決めなければいけないものですから、今回の議論を踏まえて、もし後で何か気がついたらコメントをJICAのほうに……。例えば数日間とか、そういう期間をしばらく置かせていただくこと自体はいいと思うのですが、ただ、私どもとしては早く決めたいと思っています。
- **原科議長** そうすると、一応これでできたと考えてよろしいですか。若干時間が取れるのなら、少し待っていてもいいですけども。
- **上條** では、どうしましょう。例えばもしご意見がある場合は、締め切りをいつまでということにして、よければ今週末までとか。
- **原科議長** そうですね。もうそのぐらいですね。
- **上條** もし修正点があるということであれば、また皆さんにメールで、ここを修正しました、こういうコメントがありましたということをお伝えして、JICAとしてはこう思うということも併せて伝えて、少しやり取りをして決めていくということでもよろしいでしょうか。
- **原科議長** そうしましょうか。では、念のために今週いっぱい、特段ご意見がある場合には出していただきますが、一応もうこれで基本はできたいと思います。今週いっぱいですので、5日までですか。
- **上條** 日曜日中でもいいと思いますが。月曜日の朝分かれば。
- **原科議長** では、8日の朝9時までということにしましょうか。特になければそれで決まりとしましょう。
- **吉田委員** 今の件で、このガイドラインの「序」の中に、全面的にこのように作ったのだけれども将来的には中間的な見直しをすとか、1～2年後にもう1回フィードバックして見るなど、そういうことは書いてありましたか。

- 原科議長 「序」ではなく、何か途中にありましたね。
- 上條 5年以内に包括的な見直しというのが。
- 吉田委員 どこに入っていたか、探していたのですが。
- 上條 14ページの2.10にあります。
- 吉田委員 ここに入っているのですね。
- 上條 はい。2.10の2番に「5年以内に包括的な検討」という言い方があります。
- 吉田委員 中に入っているということですがけれども、何かちょっと最初の「序」のところに一言でも、完成して、5年後に包括的に見直しを行うということを入れておいたほうが、ガイドラインの全体的な中長期的な効果や役割というものが理解しやすいかもしれないと思いますが、いかがですか。
- 原科議長 今の点はいかがでしょう。富本委員、どうぞ。
- 富本 そうであれば、4ページの「序」の下から6行め、「2004年3月に完成した」というあとに、括弧して「なお、本ガイドラインは5年以内に包括的な見直しをする」うんぬんを入れさせていただいたらいかがかと思います。いかがでしょうか。
- 原科議長 いかがでしょう。「なお、本ガイドラインは5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行う」という表現は入れておきましょうか。
- 富本 はい。
- 原科議長 ここに入れると、次に「JICAは」と書いてあるところで、何か少し変な感じがしなくもないのですが、いいのかな。
- 富本 最後までよろしいかと思います。
- 原科議長 ここに入れてしまうと、まだ・・・。
- 富本 では、最後ということにします。
- 原科議長 最後がいいようですね。
- 富本 それで括弧を外して。
- 原科議長 最後に改行して、1行ぐらい空けて「なお」と、そのようにしたほうがいいですね。
- 富本 おっしゃるとおりです。
- 原科議長 では、そうしますか。「なお、本ガイドラインは5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行うものである」とか、そのような文章を、「適切に実施する」のあとに1行空けてくっつけておきましょうか。それで今、吉田委員がおっしゃったように、さらにちゃんと改良していくということですね。では、そのようにしてまいりましょう。
ほかにございますでしょうか。では、松本郁子委員、どうぞ。
- 松本郁子委員 これは本文の訂正というわけではないのですが、この見直しに当たって、5年間実施の状況を見直さないというよりも、むしろ例えば2～3年ぐらいで、実際新しいガイドラインのインプリメンテーションがどうだったのかというようなことを、実施に

かかわっているかたも含めて、フォローアップ委員会の続きでも、あるいはもう少し小さなグループでも、このガイドラインの実施が2～3年ぐらいでどうだったのかというような見直し・・・見直しというよりも、実施を・・・。

- **原科議長** レビューすると。
- **松本郁子委員** ええ、そのような・・・。
- **原科議長** これは「以内」という表現ですので、おっしゃるように、2～3年で必要があれば、やはりそのときに包括的な検討をやることになると思います。むしろフォローアップ委員会を残しておくとかということに対応できます。あまり早く直すという感じもよくないと思います。
どうぞ、富本委員。
- **富本** このあとの実施体制について、実はフォローアップ委員会のような小さなものを作ろうと思っているのですが。それは実施体制について。そのあとにつきましても、今ご提案を受けて、2～3年がいいのか分かりませんが、やっている間にいろいろ問題も生じるかもしれませんので、ぜひそういうことを諮問するようなフォローアップ委員会を作りたいと思っています。完全に一回終わってしまうのではなく、少し継続的に置いておくと。ただし、メンバー構成は変わるかもしれませんので、そのときそのときのご都合に応じて、また招集させていただくということではいかがでしょうか。
それでは、2年ないし3年ということで、中間見直しというようなことを1回ないし2回やるということではいかがでしょうか。
- **原科議長** いかがでしょう。
吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 今のポイントでは、例えば諮問機関のTORの中に一つ継続的なモニタリング機能を入れておけば、実務のかたがたと一緒になって、ガイドラインの問題点を継続的に把握していくという機能は持てるのではないのでしょうか。
- **原科議長** そうですね。それは実際的です。
- **吉田委員** ですから、ガイドライン適用に当たってのいろいろな問題点を整理するという機能を、TORの一つ入れたらいいと思います。
- **原科議長** 審査諮問機関でそういう作業をやっていけば、自然的にそれが見えてきますね。そういう機能を与えておくというのはいい。
どうぞ。
- **富本** それでは、後ほどその審査諮問機関の討議のときに、それをぜひまた提案していただいたらよろしいかと思いますが、私としてはそれは・・・。
- **原科議長** それでは、そろそろよろしいでしょうか。ほぼ1時間たちましたので、この辺でこの部分を切り上げさせていただいて、あと今週いっぱい、月曜の朝までにご意見を頂ければ対応するというようにします。
では、「2. ガイドラインの実行体制」に入ります前に、今日、各省の皆様にご意見と

無償資金協力課といたしましては、今回、外務省を変える会などの指摘を踏まえて、JICAのほうで環境社会配慮ガイドラインの見直しがこれで完了するというので、非常に喜ばしく考えています。今後、独立行政法人になったということで、その趣旨や、あるいは法律上の外務省と JICA の役割を踏まえて、最大限尊重してまいりたいと考えています。

具体的には、我々は今、先日ご紹介したかと思いますが、無償資金協力の全般的な手続きを定めるといいますか、公表するための無償資金協力の審査ガイドラインというものを策定しています。その中でも記載することを予定していますとおり、環境社会配慮面については、先ほど申したとおり、JICA のほうの報告あるいは提言を最大限尊重させていただいたうえで、案件の実施をさせていただくということで取り進めたく考えています。以上です。

○ **原科議長** どうもありがとうございました。

どうぞ。

○ **河野委員（代理松本）** 外務省国別開発協力課の松本と申します。当課課長は河野ですが、本日よりまた出張に出ておまして、失礼させていただきます。どのように取り組むかという問いに対しましては、大体考え方はまとめておりますので、私のほうからお伝えさせていただくことにします。

当然のことながら、当課課長もこの委員を引き受けるに当たり、できるだけ実現できる、実行できるよいガイドラインを作るために委員を引き受けたということですので、当然ながらでき上がったガイドラインは最大限尊重して、開発調査事業を進めていきたいと思っています。

それから、当課での取り組み状況ですが、もうすでにこの委員会が最初に立ち上がって1年以上たっているわけで、このような話が進んでいるということは、折に触れ担当者のほうにも周知しています。しかし、何分なかなかそれをじっくりと検討していく時間も取り難いところがありますので、課内での周知はまだ不十分かなと思っています。

しかしながら、この1年の間にも、いろいろ新しい案件を検討する機会が当然のことながらありました。そのときには、環境ガイドラインが、今はまだ適用ではないけれども、やはり今年、来年案件を動かしていくうえでは、やはりかなり今のガイドライン案に沿ったレベルのものが求められるというようなことは、案件検討する際にも折に触れ口に出しているという状況です。ですから、それによって若干検討の結果が左右されているというようなことも、事実としてあるのではないかと思います。

それから、今後、恐らく、うちの課で開発調査案件の検討をするときの採択の手続きなどが、今までとは若干違ってくるのかなと。そして、その環境面の検討をどのような手続きの中でしていくかということ、できるだけ早いうちに検討していきたいと思っています。具体的には、このガイドライン適用が4月1日以降に要請がある案件ということですので、できるだけ間に合うような形で検討していきたいと思っています。

それから、ガイドラインを適用していく過程での話だと思うのですが、これは基本的に

はこういう会議室で議論をしつつ作り上げたというものだと思うので、実際の開発調査事業を、案件検討段階から始まって進めていくときには、やはりいろいろな個別具体的な問題が出てくるのだらうと思うのです。ですから、そういうところ、最初はけっこう大変だと思うのですが、最初はやはりいろいろなぶつかりがあると思うのですが、つぶせるものはどんどんつぶして行って、レベルを落とさない形で、できるだけスムーズに仕事を進めていけるようなものに改善していくということも、これから引き続き JICA をはじめ関係者の皆さんにぜひお願いしたいと思っています。以上です。

- **原科議長** どうもありがとうございました。このガイドラインを尊重するという一方で、それぞれ力強いご発言いただきました。

あと、関連省庁ということで、経済産業省の関係者のかたは今日はお見えになっておりません。何かメッセージを書いたものは……。では、今度頂くようにしてください。

では、国土交通省のかたのものはこれを読み上げさせていただきます。国土交通省総合政策局、国際建設課と国際業務課、両方の課から頂きました。お二人はすでに2月18日の委員会でお話がありましたように、ご両名とも海外出張ということでしたので、今回はご欠席ですが、その代わりにこのようなメモを頂いています。読み上げさせていただきます。

「国土交通省は、ODA が効果的かつ効率的に行われるよう、専門省庁の一つとして、外務省や ODA の実施機関である JICA、JBIC 等と連携しつつ、日本の技術を活用した ODA の案件形成等を行っています。

当省は、JICA の環境社会配慮ガイドライン等は十分に踏まえることが必要であると認識しています。また、国土交通省の持つ環境社会配慮のノウハウも十分活用していくこととされています」。

このようなことです。ご紹介させていただきました。

ほかに。森嶋委員、どうぞ。

- **森嶋委員** この関連で一言発言させてください。このことはこの委員会の発足当時にも議論になった部分です。その時は本来 ODA を担当されている各省庁、特に外務省が独自にガイドラインあるいは指針を持つべきだということから議論がスタートしています。実際問題として、そこまで作業が至っていない中で、今外務省が審査指針を検討中であると報告されましたが、恐らくその中には環境社会配慮も含むのだと思います。そのことについては多めに期待しますし、評価もしたいと思います。今後各省庁が作られる指針なり内規の中に、ぜひこの JICA の環境社会配慮ガイドラインのことを具体的に記述してほしい。配慮するだけでは不十分で、やはり具体的に記述していただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。将来的には各省庁が独自に作成してくれればそれに越したことはないのです。それまでの間はぜひ具体的に記述する努力をしていただきたいということをお願いいたします。
- **原科議長** その辺のこと、よろしくお願いたします。各省、外務省も農水省の皆さん

も、よろしくご検討ください。経済産業省、国土交通省の皆さんにもお願いしたいと思
います。クリアに書いていただくとよろしいですね。

- **松本悟委員** いいですか。
- **原科議長** はい、どうぞ。
- **松本悟委員** 外務省の技術協力課のかたがいらっしゃっていたら……。技術協力課のほうからは何のコメントも頂いていないと思いますが。
- **原科議長** 技術協力課のかた、いらっしゃいますか。おいでにならない。そうすると、経済産業省のかたと技術協力課のかたには、事務局から、ほかの省庁のかたが意思表示していただいたので、ぜひお願いしたいとお伝えください。
作本委員。
- **作本委員** 意思表示の件はありがたいと思うのですが、今日欠席している経産省に、今日のこの、いわゆるもうファイナルに近い案文ですよということを送付される予定はありますか。
- **原科議長** 案文。
- **作本委員** ええ、今日のこのほぼファイナルに近い文章。
- **原科議長** これは送りますね。
- **上條** 資料はいつも送っていきまして、あと経産省のかたはおとといには来ていらっしゃいましたので、今日でもうほぼ終わるということはご承知いただいていると思います。
- **作本委員** そうですか。あと、例えば私の所属機関なのですが、JETRO の本部などは時々問い合わせを受けるのですけれども、こういう進捗状況というのは何か、彼らは知ろうとすれば分かるわけですが……。
- **原科議長** あまり認識していませんか。
- **作本委員** ええ。どうなのでしょう、どの辺まで……。というのは、もう本当の最後の段階ですから、何か情報提供して、もうコメントはないですねと最後締め切るためにもと思いきまして。
- **原科議長** そうですね。ファイナルコールだから、その辺が分かるようにお伝えいただきたいですね。
- **上條** 今日このガイドラインの案を、また多分2か所ぐらい、先ほどの「序」のところなど、少し直すところがあると思うのですが、それを皆さんに今日かあしたにはお送りできると思います。そのときにはそういう趣旨も、最後のコメントがもしあれば、それでもう来週にはセットされますということはお伝えします。
- **原科議長** 8日月曜日の朝9時までと明記してください。
- **上條** はい。
- **原科議長** よろしいですか。
どうぞ、松本委員。
- **松本郁子委員** これもまたご提案ですが、この JICA のガイドラインを関係省庁のかた

がたや、あるいは関係省庁の関係機関のかたがたにも広く知っていただくことは、私も実際にガイドラインの適切な運用をしていくうえで非常に重要なことだと思います。完全にこの JICA のガイドラインが完成したときに、より多くのかたに知っていただくためのフォーラムというか、何かそういったものは開催を予定されているのでしょうか。

○ **原科議長** そういう今後のことを少し、何かこのガイドラインに関することでございましたらお願いします。

○ **富本** 先ほど農水省のかたからも、あるいは外務省の国別開発協力課のかたからもご指摘がありましたとおり、まだ十分にこの認識がされていないという部分がありますし、JICA の内部、あるいは関係する機関、それから在外の事務所、大使館、相手国政府に対しても、十分認識させるための取り組みは続けてまいりたいと思っています。それから、一部はもちろん公表していますが、対外的なセミナーなども計画してまいりたいと思っています。

すでに私も、幾つかのところではこの内容をご紹介しました。FASID でも一度研究会をやり、この内容について、ODA の関係者ですが、NGO、民間企業も含めてご説明しました。また、他の機会、今度はアラブの大臣を含めた環境省の会議もあるようですので、そういうところでもぜひご紹介したいと思っています。時間がどれくらい取れるか分かりませんが、かなりテクニカルな問題ですので、さらっと触れたいと思っています。また、他の国際機関、DAC の場でも、こういう内容を JBIC と JICA が併せて整備したということもぜひ知らせてまいりたいと思っています。

それ以外にも、またさらにご提案があればぜひ検討していきたいと思っていますし、いづれにしましても、これが十分に認識されて実行されるということが非常に重要ですので、その実行条件について、先ほどモニタリングの話もありましたので、そういう体制を作って、ぜひ確実なものにしていきたいと思っています。以上です。

○ **原科議長** 公表されるときに、この作成のプロセス、透明性の高いプロセスを取ったと思いますので、提言委員会のメンバーやフォローアップ委員会のメンバーを公表していただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。そうすると、それだけの議論を踏まえてできたものだということが分かりますので。そのようにお願いしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

では、1 番の議題、それから 1.5 といいですか、1 と 2 の間のことが終わりましたので、ここでいったん休憩を取らせていただいて、3 時半から再開したいと思います。少し休憩いたします。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

休憩（3 時 15 分～3 時 30 分 15 分間）

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **原科議長** 次の議題です。2番目、ガイドラインの実行体制について。
 では、実行体制に入る前に、今休憩時間に若干議論もありましたので、1の議題でまだほかにご意見がございましたらお願いいたします。今、手が挙がりました。どうぞ、フロアから。
- **高梨** 海外コンサルティング企業協会の高梨です。1点、先ほど別紙4のところのタイトルで、これは別途、私どものメールでお流ししようかと思っていたのですが、この環境社会配慮ガイドラインの委員会では、「環境社会配慮」という言葉をずっと使っていたわけです。このタイトルですと「環境影響評価報告書」ということで、「社会配慮」ということがちょっと薄められていると。
 もととは、恐らく先ほど上條さんから説明がありましたように、EIAを念頭に使われたのだと思いますが、先ほど調べていただきましたら、JBICでは「環境アセスメント報告書」という言葉を使っておられるようです。お願いとしては、「社会配慮」ということを何らかの形で入れておいていただければいいなということですか。
 先ほど先生のほうからは、「環境アセスメント」ということになれば、社会配慮というのは当然入ってきますと、「環境影響評価報告書」ですとやはり若干狭い概念かもしれないというようなコメントを頂きましたので、その点だけちょっとご検討いただければと考えます。
- **原科議長** どうもありがとうございます。おっしゃるように、「環境社会配慮」ということで議論してまいりましたので、ちょっとこれは日本語の表現、37ページのものではうまくないかもしれません。原文の英語の表現はどうなっていますか。
- **上條** これは世界銀行のオペレーショナル・ポリシーを引用しているのですが、そこでは「Environmental Assessment Report」という言い方になっています。そして、JBICのほうのガイドラインも「環境アセスメント報告書」と書いてありますので、同じようにこの「環境影響評価」と書いてあるところを「環境アセスメント」に直させていただければ、整合性はつくのかなと思います。
- **原科議長** そうですね。「環境影響評価報告書」ですと、環境影響評価法の中で「環境影響評価書」という表現を使っていますけれども、何かその場合と同じように重複して考えられ、そういうイメージになってしまう感じもします。そうすると、環境面中心という感じが出てきますので、環境および社会を含む幅広くという意味では、世界銀行の概念、「Environmental Assessment Report」を訳したという意味で、「環境アセスメント報告書」のほうがよろしいかと思います。世銀の枠組みでは当然「社会」も入ってきますから。そういたしますよう。
 それとも、何かほかの表現のほうがいいというご意見があれば、お願いいたしますが。松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** これはきっと定義と関係してくると思うのですが、JICA案ができる過程の中で、JICAのほうでもともと環境省の田中さんが作った案にあった「Environmental Impact

Assessment」に関する定義というものを、自明のものとして落とされたというように私は理解しているのです。以前は「法 EIA」のような言い方で、定義の中に入っていたと思うのです。

ですから、これだけ議論があるということは、やはり「環境アセスメント」が「環境社会配慮調査」なりとどう違うのかということは、定義の中に書かないと・・・、ずっと参加していた委員ですらそこに疑問があるということであれば、やはり自明のものとして、定義のところで一貫して「環境アセスメント」とは何かというように書いて、本文中も「環境影響評価」と書いてあるものは、みんな「環境アセスメント」に換えるというような形にしていくのがいいのではないかと思います。

- **原科議長** 「環境アセスメント」という言葉を出して定義をきちんと書き、それに対応させて、整合させるように直すというご提案です。ちょっと作業が大変になりそうな感じがしますが、一括変換でもいいのかな。それが心配です。それは一括変換ではよくないかもしれないですよ。慎重に見ないと。「戦略的環境アセスメント」という表現がありますから、少しややこしくなるかもしれません。
- **松本悟委員** 上條さんに伺いたいのですが、経緯の理解としてはそれでいいですね。もともとたしか我々のほうは法 EIA のような形で、いわゆる EIA についてはちゃんと最初に定義をして、JICA 環境社会配慮調査とは違いますということを定義の中で明確にしようと。そして、本文中で使っている「環境影響評価」というのは、すべていわゆるもともと「法 EIA」と呼んでいたものであるという理解で正しいかどうかを確認させていただいて・・・。だとすれば、かなり一括に換えていけばできるのではないかと思います。
- **原科議長** 今のご質問ですが、いかがでしょうか。
- **上條** 文中で「環境影響評価」という言葉遣いをしていたのは、今松本さんがおっしゃったとおりで、相手国の制度など、そういうことを意味して書きました。
私もまた、今松本さんのお話を聞いていて疑問に感じたのですが、ここで「環境アセスメント」という言葉遣いに全部代替してしまっても問題ない概念なののでしょうか。提言では「法 EIA」のような言い方をしていたのですが、それを今度「環境アセスメント」という言葉に換えてしまっても、それは特に問題なく、ただ単純に代替すれば、置き換えればいいものなののでしょうか。
- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** つまり具体的にいえば、唯一引かかるのは別紙 4、つまり D/D に出てくる「カテゴリー A 案件のアセスメント報告書」が法 EIA であるかどうかということだと思いますが、これはそういうことで解釈してよろしいのですか。
- **上條** では確認ですが、別紙 4 の「環境影響評価」というところだけを「環境アセスメント」に直して、環境アセスメントの定義を加えれば、それでいいということですか。
- **松本悟委員** 違います。つまりこれを全部一括して「環境アセスメント」でいいかどうかというのは、例えば「定義」のところで、「環境アセスメント」というのは、現地の法

律に基づいて環境と社会への影響を評価するということを書いて、本文中にある「環境影響評価」を全部「環境アセスメント」に換えた場合、この別紙4の、今議論した「環境アセスメント報告書」というものが、これが本文中でそのように再定義をする「環境アセスメント」と同じでいいかどうかというのが、上條さんの疑問なのかなと私は理解したのです。

つまり、本文中の「環境影響評価」と、別紙4の「環境影響評価」が本当に同じものなのかどうかというのが上條さんの質問ですねと、問題をクリアにするためにもう一度聞いてみたのですが。

- **上條** すみません、私の理解もなかなかうまくいかないのかもしれませんが。ちょっとこんがらがってしまうのですけれども。話がまたいろいろ戻って皆さんを混乱させてしまうかもしれないのですが、別紙4の「環境影響評価報告書」という書き方は、この提言の中で「環境影響評価報告書」という書き方をしてあるのですよね。その提言の中では、別にここは「法 EIA」ということが書いてあったのを私がわざわざ「環境影響評価」に直したわけではなく、提言の中にも「法 EIA」と書いてあったり「環境影響評価」と書いてあったりする部分がまたいろいろあるのです。そこは、またすぐ話が戻って恐縮なのですが、そもそもなかなか分かりづらいというような認識もあって、「法 EIA」という言葉遣いはやめようと、JICA の案ではやめたのです。そういう経緯が一つあるのです。

そうしますと、もしこの別紙4を「環境アセスメント」に直すのであれば、「環境アセスメント」の定義が必要だというのが、まず松本さんのご意見でよろしいわけですね。「環境アセスメント」の定義を書かなければいけないということですね。そうすると、「環境アセスメント」は、改定委員会の提言であった「法 EIA」のことをほぼ意味するというところでよろしいわけですね。違いますか。

- **松本悟委員** そこが論点だと思います。それが本当に同じかどうかというのが論点だと思うのです。ここで、この別紙4の報告書を「環境アセスメント報告書」と名づけた場合、それが本当に本文中で今「環境影響評価」と書いてあるものと同じかどうかというのが論点だと私は思っているのです。

というのは、これはリクワイアメントですよ。もしD/Dをやるというのであれば、当然こういう報告書が出なければ私たちは受け付けませんというものです。ところが、本文中に書いてある「環境影響評価」というのは、必ずしもD/Dに結びつかないものもあるわけです。したがって、相手国、その当該国が自己資金で行ったり、自分たちの枠組みの中でやるものもある。そういうものについては、必ずしも別紙4を要件として出す権利は我々のほうにはないと理解をするわけですが、そうした場合、さらに混乱するかなと。「環境影響評価」というものと「環境アセスメント」というものが、また二つ別の意味を持っていて、特に「環境アセスメント報告書」はD/Dに対して提示されてくるリクワイアメントとしての報告書だとすると、かなり何か混乱に拍車がかかるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

- **上條** すみません、そうしたらここは、もし高梨さんがよければ、別紙4を「環境影響評価報告書」のままにしておけばよろしいでしょうか。そこを読めば、「基本情報」というところで、「社会経済的条件を」という言葉も入っていますし、環境だけでないということは読めば分かるのかなとは思うのですが。言葉をまたいろいろいじると、また混乱するかなという気がするのですが。
- **原科議長** 難しいですね。英語の「Environment」の場合、「Natural Environment」だけではなく「Social Environment」も両方入って議論する場合もあるので、ちょっとその辺の概念も、必ずしも確定的ではないですね。その辺が難しいところですね。日本語で「環境」と訳すと、フィジカルなほうを中心に考えますので、困るのかな。
- **富本** 高梨さんのご提案はそれなりに耳を傾けるべきものだと思いますが、議論がここまで至って、1か所換えればいいものではなく、全面的に換えるとなりますと相当の作業が必要です。松本さんのご意見もございますけれども、それだけの効果があるのかどうかというのは、ちょっと私も判断できかねます。ですから、一応文章としてはこのように押さえておいていただいて、最小限の変更というのはありうるとしても、大幅な変更というのは、今の段階では、これまでこれだけ議論していますので、いかがかとは思いますが。その点で、議長のご采配を頂ければと思います。
- **原科議長** ほかに何かご意見はございますか。私もいろいろ考えると、確かに直すのは、整合性を取るのが大変なことは大変ですね。全部逐一やらなければいけないですね。
高梨さん、この件に関してどうでしょう。
- **高梨** 先ほどのお話では、今週中にコメントするというところで、余裕があるということであれば少し整理してみたいと思うのです。内容的にも社会配慮ということが入っているということであれば、何らかの形でそれを踏まえるような形にさせていただければと思うのですが。従来せつかく環境社会配慮とずっと使ってきたので、ここではEIAということですが、中身的には当然入ってきていると言えるか、別途確認だけしたいと思いません。
- **上條** 社会的なものは、先ほども言いましたように、「4. 基本情報」の1行めに「社会経済的条件」という言葉もありますし、「3. 案件の記述」のところには、「住民移転計画又は社会開発計画」というような言葉もあります。ですから、社会的なものがもうここは全く入らないのだということではなく、社会的なものも入るという理解なのですが。
- **原科議長** 今ご指摘のように、37ページの別紙4のところで、1～8まで番号がありますね。「4. 基本情報」の中に、「調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する」ということがありますので、スコープはそこまで入っていると考えていいですね。
それから「環境管理計画」。これは一つの対策、ミティゲーションの手法だと思いますが、それは「環境や社会に与える負の影響を排除、相殺、または許容水準まで削減するために」うんぬんとありますので、これはミティゲーション・メジャーのことを言っています。

す。ですから、そういうスコープだとは理解できると思いますけれども、全体として見れば、おっしゃるように「環境社会配慮」ということだと思います。ただ、タイトルがこういう表現なので、ちょっとうまくないという感じがしますけれども。

どうぞ、村山委員。

- **村山委員** 最初に問題提起をしてしまったのもあれなのかもしれませんが。私がいちばん懸念したのは、環境だけでいいというように相手国が誤解をされてしまうという部分ですが、英語で書いて「Environmental Impact Assessment」、それは議長がおっしゃったとおり、社会的な部分を含むということが共通的な理解としてあれば、特に問題はないかなと。

ただ、もし可能であれば、松本委員がおっしゃるように、どこかで「EIA というのは環境面だけではなく社会面も含む」という文言を少し含めていただくということで、全体を通して理解が得られるのではないかと思うのですが。日本語にしてしまうからちょっと・・・。

- **原科議長** 「環境影響評価」という言葉は残しておいて、むしろ定義で、この中で使う「環境影響評価」の定義をしたほうがいいのか。そのほうがいいですか。

どうぞ、吉田委員。

- **吉田委員** 僕が誤解しているのかも分からないのですが、タイトルを、そのままずっと流れから定義にも入っている「環境社会配慮調査報告書」としてはまずいいのですか。

- **原科議長** 別紙4のタイトルを。

- **吉田委員** ええ。ずっと議論のタイトルもすべてそうだし、『環境社会配慮調査』とはという定義もありますから、別紙4のタイトルを「カテゴリーA案件のための環境社会配慮調査報告書」として、最後は、これは世界銀行の Environmental Assessment より準用したということで、おかしくないという気がするのです。そのほうが読むほうはすっきりすると思うのですが。

- **原科議長** なるほど。今のご意見、いかがでしょうか。

松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** おっしゃる趣旨はそのとおりだと思いますが、この「環境社会配慮調査」というものを定義してしまっているのです。JICA が支援する調査のことを「環境社会配慮調査」というように定義してしまっているのです。ここでその言葉を使ってしまうと、このD/Dに出てくる「環境アセスメント報告書」が、何か JICA が支援した調査ではないかというように取ることもできてしまうので、その言葉は使えないと思うのです。「環境社会配慮調査」というのは、あくまでこの本文中定義しているのは JICA が当該事業において支援する調査ですから、そうするとまた混乱してしまう可能性があるのではないかと思うのです。

別紙4の場所の議論をしたことがあると思うのです。これは、よく見ると、例えば JBIC のガイドラインではとても重大なものなのですが、実はこれが関係しているのは、本文中

20 ページの 3.4.2.1 の・・・。

- **原科議長** 「要請確認段階」ですね。
- **松本悟委員** ええ。3.4.2.1 の 1 に書いてある「別紙 4 に示す」、ここにしかかかっていないのです。ですから、もっと混乱を避けるためには、ここで、以下に何か示すということで、もしかしたらここに置いてしまうとか。

要するに、皆さん、確かにこの別紙 4 について混乱されているのは事実だと思うので、ここにしか関係ないのだから、例えばこれは連携 D/D 以外の D/D にかかわる報告書の要件とか、もう本当に何か実態に即した書き方をする。今、別紙 4 の書き方がとても重々しいので、とても重要な別紙なのではないかという気がしてしまうわけですが、連携以外の D/D はほとんどないという話ですから、ほとんど見られないもののために全体が混乱するのは極めてよくないかなという気がするのですが。
- **原科議長** それはそうですね。今のように 3.4.2.1 のところで、「別紙 4 参照」というようなことにしておきますか。そうすると、直さなくても・・・。
- **松本悟委員** 書いてあります。
- **原科議長** 書いてある？
- **松本悟委員** ええ。「別紙 4 に示す」とは書いてあります。
- **原科議長** そうか。もう少し分かりやすく、どうしたらいいだろう。
- **上條** そうすると、すみません、別紙 4 の標題を、「カテゴリー A 案件のため」の前に「連携 D/D 以外の D/D の」と、すごく長くなってしまいますけれども、これは連携 D/D 以外の D/D だけ対象となっていますよということが分かるような標題にすればいいということですね。
- **原科議長** なるほど。では表現はこのままにして、ちょっと注釈をつけておくと。では、そうしますか。別紙 4 の頭のところに。
- **松本悟委員** そのうえで、定義の話は今、吉田先生、村山先生からも出されているので、この別紙だけの話ではなく、また別の話だと思うのですが。
- **原科議長** では、37 ページの別紙 4 のところに、このタイトルの次ぐらしいの行を取って、「連携 D/D 以外の D/D に関して適用される」と明記する。そうしますか。

あと、「環境影響評価」自体の定義をきちんと書いたほうがいいのかということも今ご意見がございましたが、それはどうしましょう。「定義」に加えましょうか。これは加えたほうがいいのか。「環境社会配慮」が終わって、1 番のあとか、あるいは・・・。頭のほうですね。どの辺がいいのかな。4 番のあとか。「『環境社会配慮調査』とは」の次かな。どうでしょう。あるいはどの辺ですか。
- **上條** 5 番の「戦略的環境アセスメント」というところで「環境アセスメント」という言葉が出てくるので、その前の段階で・・・。
- **原科議長** 「環境影響評価」の定義をしておきましょうか。
- **上條** はい。

○ **原科議長** では、「環境影響評価」とは、本ガイドラインではこのように定義していますということで、書いていただけますか。

よろしいですか。よろしければ、そのようにしましょう。では、案文の作成をお願いいたします。

ガイドラインに関してほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では議題2に参ります。「ガイドラインの実行体制」。素案を用意していただきましたので、このご説明をお願いいたします。上條さん、お願いします。

○ **上條** それでは、「FC.5-3」の資料を見ていただきたいと思います。4ページで、最後に図が書いてあります。まず図を見ていただきまして、後で文章のほうを説明いたします。

この4ページめの図を見ていただきますと、左側に「担当役員」とあって、その下に絵がかいてあり、あと右側に「理事長」と書いてありまして、その下にまた「審議役」というものがあります。

まず、この環境社会配慮ガイドラインの実施体制ですが、環境社会配慮の業務のほうになるわけですが、業務を実際に実施するのは、本部であれば事業部であり、海外であれば在外事務所が実際協力事業を実施します。そして、開発調査であったり、無償資金協力の事前の調査であったり、技術協力プロジェクトであったりするわけですが、事業部や在外事務所がそういう事業を実施していきます。また、「環境社会配慮審査室」というものを4月1日に設置する予定にしてあり、そこが在外事務所や事業部といろいろ連絡を取りながら、主要な段階でその書類の審査をしていくということです。

その審査諮問機関をこの環境社会配慮審査室が諮問をして、審査諮問機関にその答申を頂き、それに基づいてまた事業を進めていく。そういう体制がありまして、この環境社会配慮審査室の中にも JICA の職員が入るわけですが、それ以外に国際協力専門員、今日は休んでいますけれども田中のような専門員がいて、そういう専門員たちにもアドバイザーグループをセットしまして、日常的な相談や助言を得ながら進めていきます。そして、その環境社会配慮審査室の上に担当役員がいるということです。これが通常の業務の流れです。

一方、この右側のほうで、異議申し立てをしたいというかたがいれば、「環境社会配慮審議役」というものを設置して、そこに異議申し立てをしていただいて、その異議申し立てが適切なものだということになれば、その審議役がいろいろな調査をして、理事長にその報告、提言を出すという形です。一応このようなイメージです。

次に、また前のほうに戻っていただきまして、1ページのほうから簡単にご説明します。これはまだ実行体制の素案としていまして、案よりもまだ前の段階で、皆様の自由なご意見をまず頂いて案を作りたいと思っています。

環境社会配慮審査室はまだ仮称にしていますが、その TOR としましては、協力事業の環境社会配慮面の審査を行います。あとは、審査諮問機関の運営を行います。このガイドラインにもあります普及や調査研究を行います。そして、それ以外の関連する業務というこ

とです。

体制としましては、室長がいて、室員がいて、あと今もいるのですが、ジュニア専門員の人や支援スタッフを置き、アドバイザーグループを置きます。あとは、事業部と主要な在外事務所。ですから、A案件を直接運営していくような事務所であれば、そういうところに審査主任を置くということを考えています。

実際、どういう業務をやっていくのかということです。これはこの手続きに沿った形になっているのですが、要請案件が出てきたときに、まずはそのカテゴリー分類を事業部や在外事務所も判断しますが、最終的な判断は審査室が判断します。あとは、これを外務省のほうに出す提言のための意見を作成します。そして、その事業が採択されたあとは、事前調査で、まずは事業部のほうで行う調査のTORを確認するとか、事前調査が終わればその結果の審査や、そのあとのS/WやR/Dという文章の確認をします。そのあと、本格調査という段階では、ここはカテゴリーAを想定していますが、スコーピング案の段階や代替案の段階、ドラフトファイナルレポート、最終報告書、この段階で審査室も審査を行います。

調査事業が終わったあと、技術協力プロジェクトの場合は事業の実施もやりますので、モニタリングということが関係してきます。そのモニタリング結果もまた審査をします。そして、協力事業が終わったあとのフォローアップも行うわけですが、その結果の確認をします。以上が審査室の業務と体制のイメージです。

次に、審査諮問機関のほうですが、これは第三者性を有する機関ということです。TORとして想定しているのが、この環境社会配慮審査室からまず諮問させていただいて、カテゴリーAとカテゴリーBについて、まずはこの要請確認段階で、環境社会面からの支援の是非について答申をしていただきます。

その調査を行うという段階になりましたら、環境社会配慮審査室が審査をしているわけですが、そのあとさらにまた、カテゴリーAとカテゴリーBについては環境社会配慮面の審査をしていただきます。今想定しているのが、スコーピングの案、代替案、あとは最終報告書の案です。これもカテゴリーAのときの、情報公開やステークホルダーとの協議を行うときの段階のことを想定しています。

あとは③ですが、これは協力事業の中止が想定されるような場合ですけれども、その場合も審査室から諮問しまして、その取り扱いについて審査諮問機関のご意見も伺うということを考えています。

次に体制です。人数をどれぐらいにしたらいのかというのは議論があるのですが、最初のうちは少なく始めてみて、必要に応じて人数を増やしていけばいいかなと思っています。今、想定しているのが、委員長と、あとは社会環境、自然環境、公害、住民移転ということで、一応全部で5名の委員を、まずはコアのかたになると思うのですが配置します。そのあと必要に応じて、これは案件ごとに入ったり入らなかったりということになると思うのですが、臨時委員の参画を求めます。

今想定している委員のかたの要件は、当然だとは思いますが、環境アセスメントの知見を有するかたや団体に推薦を依頼し、あとは公募でも行います。人選については、ガイドラインの中でジェンダーということもありましたが、男女のバランスに留意します。その要件としましては、開発途上国の環境アセスメントおよび、先ほど言いました専門分野に対して知見と実務経験を有するかた。

また、頻度ですけれども、まだこれもやってみないと分からないところはあるのですが、毎月1回程度の会合を開かなければいけないのではないかと考えており、その会合に参加いただけるかた。あとは、実際議論は日本語でやと思いますが、資料は英語の資料などもあると思いますので、英語と日本語に堪能なかた。あとは、JICA と直接の利害関係、JICA の職員や JICA と契約関係にないかたということ想定しています。

異議申し立て制度です。目的としましては、ガイドラインの不遵守で申し立てのあったことに対して問題が起きたということがあれば、そのガイドラインの遵守や不遵守に対しての事実を調査していただいて、その結果を理事長に報告します。

体制ですけれども、これはどうかたになっていただくかということも関係してくると思うのですが、審議役というかたを2～3人配置します。

対象の案件としましては、JICA の協力事業で、JICA がガイドラインを遵守しなかったということで何か大きな被害が生じているとか、また、将来そういう被害が発生する相当程度の蓋然性があるというような案件だということであれば、異議申し立てとして受け付けます。

異議申し立てをしていただくかたの要件としましては、現実的に直接被害を受けた、またその被害の蓋然性が相当程度高いという当該国の住民のかたです。そのかたが物理的な事情で申し立てができないとか、何かそういう事情がある場合は、代理人のかたでもいいということです。

(5)、申し立ての期間です。これは JICA の協力事業の間を想定しています。開発調査であれば、S/W を署名してからその調査が終了するまでの間。無償資金協力の事前の調査の場合は、その基本設計調査を始めるという M/M の署名から基本設計調査が終了するまでの間。技術協力プロジェクトであれば、R/D を署名してからその協力が終了するまでの間ということを考えています。

手続きについては、これはまだ簡単どころまでしか書いていないのですが、異議申し立てがあった場合は、審議役がそれをまず受領し、まずその異議申し立てを受け付けたというか、受領したということを通知します。

そうしましたら、審議役のかたには、その申立書の書面を見ていただくということや、関係者へのヒアリングをしていただいて、申し立てが合理的だという場合は、1か月程度の間でそういうことを決めていただいて、手続きを開始することを決定していただき、その旨を申し立てのかたに伝えます。

そのあとは、いろいろ調べていただくことになるわけですが、審議役のかたには、この

手続きがきちんとなされたのかどうかという確認をしていただき、事業部や、またはその申立人のかたや、環境社会配慮審査室、審査諮問機関等からヒアリングをして、その事実関係を確認していただきます。

そして、手続き開始から3か月以内には、調査結果を理事長に報告していただき、JICAのガイドラインを遵守していなかったという場合には、そのための方策も提言していただきます。そして、その報告と提言はウェブサイトで情報公開をするということを想定しています。

今後のスケジュールですが、4月1日に環境社会配慮審査室が設置されます。そのあと4月の中旬ぐらいから、今日はこの素案なのですけれども、案を作らせていただいて、このフォローアップ委員会を少し縮小した形になるのかもしれませんが、協議を開始させていただいて、5月の下旬ぐらいにはその要項を決めたいと。要項を決めたら、実際のその委員のかたや審議役のかたを募集する手続きを6月上旬には開始して、7月下旬ぐらいには選考を行いたい。そして、その選考の結果を踏まえて、8月中旬ぐらいには制度を設置したい。以上のように今のところは考えています。以上です。

○ **原科議長** どうもありがとうございました。

今のようなことです。二つありまして、環境社会配慮審査室は JICA の内部の問題ですが、何かご意見があれば伺っておいたほうがいいかな。これに関して何かございますか。松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** 幾つかあるのですが、一つは、この体制として、このコアになるかたがたがどのぐらいいらっしゃるのかということです。それから、在外事務所の環境社会配慮審査主任というのは、これは兼務を想定されているのか、どのような役割をされるのかということ、少々具体的に教えていただきたいということです。

それから、業務の内容についてですけれども、「確認」と「審査」という言葉が出てくるのですが、これはどう違うのかちょっと分からないのです。つまり、それは何を意味するかというと、ここの審査室の権限がどこまであるのかということにも影響があるのかと思います。つまり、審査室がノーと言ったものについては先に進められない仕組みになるのかどうなのか。このあたり、その業務内容の言葉、「確認」と「審査」の違い、それから責任の範囲というか、どこまで権限を持っているかということについて、教えていただきたいのですが。

○ **原科議長** では、今の件は上條さんですか。

○ **上條** 環境社会配慮審査室の体制ですけれども、今、環境・女性課というところでこのガイドラインの関係の仕事もしているのですが、今のところは、環境・女性課の中で今このガイドラインの仕事をしている人間が横に移っていくというイメージです。ですから、体制は大きなものではありません。ただ、職員ではなくても、その担当する人間の数はなるべく増やしたいと思っています。ただ、職員レベルということであれば、現在の環境・女性課で、このガイドラインの仕事をしている人間とほぼ同じです。

あと、在外のほうの主任のかたは、今 JICA のほうで在外主導という動きがありまして、今は本部が案件は担当しているのですけれども、その案件自体の担当を、もう在外事務所が行うと。今、八つぐらいの事務所が対象になるであろうと議論されているのですが、来年は、その中でカテゴリーAになるような案件を持つような事務所が出てくれば、そこに審査主任のかたを置こうと思っています。審査主任のかたが専任か兼務かといわれれば、それは兼務になると思います。

あと、「審査」と「確認」という言葉遣いがあるということです。ここで想定しているのが、「確認」と書いてあるところは、当然事業部のほうでも、そこはこのガイドラインに従って仕事をしていただくので抜かすことはありえないと思うのですが、その手続きのとおりきちんと、例えば団員を配置しているかとか、合格・不合格のようなことを判断しなくてもいいようなことというのでしょうか、確認すれば済む話であろうというところを「確認」としています。

ただ、念のためというのでしょうか。事業部に任せてしまってもいいのかなとは思っているのです。当然事前調査で、この手続きに書いてある TOR を、事前調査段階で団員を入れるとか、予備的なスコーピングを行うなど、そういうことはもうガイドラインに書いてありますので、それに基づいて、事前調査の TOR としてはどういうものかということ、ガイドラインを踏まえて書いていただければそれでいいので、それを審査室が一つ一つ見なくてもいいのかなとは思っているのです。ただ、念のためというのでしょうか。そのような趣旨で「確認」と書いてあります。ですから、その内容を見て合格・不合格という判断はしなくてもいいのではないかというような事項は「確認」としております。

あと、「審査」というほうは、質に関係してくるというのでしょうか、調査はしてきたけれども、何か調べてはきたけれども不十分だとか、そういう判断をするようなものは「審査」と。スコーピング案を作ったということで上がってきたときに、その影響の項目や、あとはその代替案の内容など、そういう質の面で審査室が意見を出さなければいけない、ある判断を出さなければいけないというものは「審査」と。ここも、どうやって審査していくかということは考えていかなければいけないのですが、もしある一定レベルに達していないというものであれば、もう1回やり直せというような判断もあると思います。

ただ、「確認」というのは質の面ではなく、当然その TOR の中に、例えば環境社会配慮調査を行うとか、カテゴリーAレベルを行うとか、そういうことは当然書くと思うので、見落としがないかどうかを一応見るというようなものです。そういう言葉遣いをしています。

権限は、各主要な段階で、例えば審査のことであればその審査で、審査室が了解しない限りは進めないということです。そのように考えています。

- 富本 補足して。
- 原科議長 富本委員、どうぞ。
- 富本 人数につきましては、確かに JBIC との関係で、JBIC がたしか 20 人ぐらいいらっ

しゃるといことですが、JICAのほうはそこまでなかなかいかない、当初は数人ぐらいのことです。ただ、現時点で予算要求ないしは人事のほうにもできるだけ拡充するように強く要請しているところです。特に支援スタッフとして専門のかたがたを入れて、それからアドバイザーグループとしての国際協力専門員なども入れて、できるだけ数を確保したいと思っています。

それから、JICAの事業の特性としましては、JBICさんと違いまして、もちろん現地へ行ったりすることもあると思いますが、書類を審査するだけではなく、その調査全体の設計にかかわる部分に対しての確認・審査、あるいは助言という部分もあると思います。それから、現場での作業が相当発生してくるのではないかと思いますので、これは在外事務所と課題部のほうにもそういう主任を置いて、当初は兼務になると思います。なかなか専任の者を確保するというのは、現時点の独法化の中では、人員削減を迫られていますので難しいのですが、できるだけ経験のある者をその任に充てる。例えば在外事務所であれば、次長以上の者を充てて、カテゴリー分類あるいはその配慮の内容についてもしっかりと見るといような体制を確保していきたいと思っています。以上です。

- **原科議長** 森嶋委員。
- **森嶋委員** 恐らくこれまでJICAの内部で相当厳しい議論を繰り返したことと思います。そうは言いながらも確認のために質問させてもらおうと思います。環境社会配慮審査室というのは、権限としては課ぐらいの権限ですか。室長さんというのはどの程度の権限を持っていらっしゃるのかを聞きたいのですが。
- **富本** 室長は一応私が今内示を受けておりまして、部長ではないですけども、部長級ということです。室長は一応部長級になっています。私は次長ですが。そのぐらいの権限があるということです。企画・評価部という名前が企画調整部になるものですから、事業の全体を統括し、計画ないし調整をする部の次長レベルを充てるということです。さらに、その上に担当役員として企画担当理事を想定していますが、これもJICA全体の事業の企画調整、評価も含めてやっておりますので、相当な権限があると考えています。
- **森嶋委員** 少し意地悪な質問になってしまうかもしれませんが確認させて下さい。このフローでは環境社会配慮審査室は審査結果を各事業部に回しますね。その審査結果が事業部の意向と全然合わないケースがあるかもしれません。そうすると、この事業部には担当役員がいるわけです。事業部担当の役員は権限を持っていますから、環境社会配慮審査室から出てきた意見は意見として、自分の担当部で判断してしまえ担当役員が指示してしまうと、その案件はそのまま素通りしてしまう可能性があります。

そのような場合、環境社会配慮審査室を担当している役員と各事業部の役員の間で調整するのかが分かりませんが、JICAの最終意思決定機関として理事会があります。このような場合の最終意思決定システムはどのようになるのかをお聞きしたいのですが。
- **富本** おっしゃるとおり、まずその担当理事は筆頭理事ですので、その理事の中での調整ということがあります。そこでもどうしても調整がつかない場合は、理事会で決定しま

す。そこには理事長が出ますけれども、最終権限は理事長の責任ということになりますので、その過程でいろいろ調整をしながら決定していくということですが、この担当理事は一応筆頭理事という位置づけになっています。

- **森嶋委員** あともう1点お聞きしたいのですが。
- **原科議長** 森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 今度諮問機関を作られますが、この諮問機関の今度任命される委員は公募でしょうけれども、この任命権者は理事長なのですか、それとも担当役員ですか。
- **富本** そこはまだ具体的には詰めていないのですが、できるだけ高いレベルからお願いするようにしたいと思っています。
- **森嶋委員** 希望としましては、これまでのガイドラインの議論をした経緯や、JICAを取り巻く状況を踏まえて、理事長が任命権者になるくらい重いものにしていただきたいと思っています。

それから、公募で審議役を募集されると書いてありますが、この審議役はどの程度の権限を持っていると考えればいいのでしょうか。

- **富本** レベルの高さというよりも、むしろ非常に独立した機関と考えております。いわば審査諮問機関というのは、事業の実施の中でいろいろなご助言を頂く、ないしは審査をしていただくということで、事業に直結した部分です。これとはやや独立した形で、ある意味では意見が対立する部分もあると思いますけれども、そういったかたがたを審査役として置きます。これにはもちろん非常に経験のあるかたがた、学識経験者等を想定していますが、そういったかたがたになっていただきまして、客観的な立場から、異議申立人の立場も配慮しつつ慎重に審議いただくということだと思えます。これは直接理事長のほうに報告するということになっています。
- **原科議長** よろしいですか。森嶋委員。
- **森嶋委員** あともう1点だけ、正しく理解するために。先ほど議論に出ましたこれまでの作業監理委員会は、このフローではどこのところに挟まってきて、どのような役割を果たすのかということです。このフローに入れるべきかどうかは別として重要なことだと思っていますので。
- **原科議長** では、今の件もお願いいたします。

- **富本** 先ほども若干言及しましたが、まだ作業監理委員会の在り方、あるいは国内支援委員会の在り方を含めて検討中です。こちらのほうは、主に事業を実施する事業部がお願いをして、事業に関する技術についての助言を頂くということになるかと思えます。

そこでは、当然のことながら、この環境社会配慮に関する事項が協議され、決定されるわけですが、それを受けて、この審査諮問委員会が、必要な場合にはそういった作業監理委員会あるいは支援委員会のかたがたに来ていただいて、そういった決定の内容についても質問をする、あるいは意見交換をするという場があるかと思えます。かりにその内容が対立したような場合には、最終的にはこの諮問委員会の意見が優先すると私は考えてい

ます。

現実には、いろいろな案件が動いているときに、途中で止めることができるかというようなことがあります。そこはぜひ経験を積みながらやっていきたいと思っていますけれども、相当厳しい意見の交換になるかと考えています。

- **原科議長** では、私からも一つ。審査諮問機関の位置づけですが、諮問は審査室から諮問するということになっていますけれども、自治体等の審査会の場合には、知事からの諮問です。知事任命ということですから。やはり意思決定に相当かかわる問題なので、組織を考えますと、この部分は実質的には審査室からの要請ですが、形式としてはやはり理事長から諮問していただきたい。委員長は理事長任命ですね。そういうことで、理事長の意思決定の重要な部分だということが分かるような形にさせていただいたほうがよろしいと思います。自治体等は皆そうになっていますので。

いかがでしょうか。

- **富本** 意見として受け止めておきます。今後、まだ若干この審査諮問委員会の在り方についてはご議論もあろうかと思っておりますけれども、今のよう形のほうがよろしければ、そういう形にするほうがいいのかなとも思っています。実際、事務的な手続きは審査室のほうからお願いするということになると思います。
- **原科議長** 形式としてはそうしていただくことによって、先ほど森嶋委員がおっしゃったように、意思決定の調整のとき、この諮問は理事長からしていただければ、それに対するレスポンスですから、尊重していただけたらと思います。

作本委員、どうぞ。

- **作本委員** 作本です。今出た意見ですが、諮問というのは意思決定に対して行うべき行為ですから、そこは審査室ではなく、意思決定のトップのところには何かしらのコメントをするということになると、やはりそれが筋ではないかと思っております。私どももいろいろ外部の委員会等を持っていますが、やはりそれは役員に影響を与えるという意味での諮問なのではないかと思っております。

あと、次に2ページですけれども、審査諮問機関の中の委員に幾つか要件をつけられているのは分かるのですが、先ほどちょっと出ましたように、作業監理委員会の委員、これはポツでついている4番目の「JICAと直接の利害関係」で読み取ることは難しいと思うのです。

そういう意味では、やはり作業監理委員、具体的なプロジェクトでコメント、アドバイス等をした場合に、この人をここで委員として迎え入れるのか、入れないのかということ、条件として、むしろ除くという形で入れておいたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- **原科議長** 今の件はいかがでしょう。
- **富本** これはあくまでも素案ですので、これからいろいろな条件をご審議いただくかと思いますが、今の点は非常に重要だと思います。確かに、同じ委員がなっている意見が

対立するという事はないかもしれませんが。あるいは意見が引つ張られるということもあるかと思いますが、そういう条件が必要であれば、ここに入れるということも検討したいと思います。

○ **原科議長** ほかにございますか。村山委員、どうぞ。

○ **村山委員** 2点あります。1点めは、審査室の役割ということですが、今の素案の中身を見る限りは、あくまで事業サイドが基本的には配慮を進めるということだと思います。ただ、考え方によっては、その情報公開やステークホルダーとの関係性を考えると、ある程度審査室がかかわって、そういった情報を踏まえたうえでの審査というの也被考えられると思います。特に日本側、日本でやれることについては、そういう役割を持っているのではないかという気もしないでもありません。

そういう意味では、各案件に関する外部からの情報のインプットとしての役割、そういう窓口という側面もあってもいいのかなと思います。それから、幾つかの案件が蓄積されていった場合の情報のバンクのような側面もあってもいいような気がするのです。何かそういうことがもう少し考えられないのかなというのが、今の段階ではちょっと整理できていないのですが、コメントの一つです。

それから、2番目は審査諮問機関です。TORの中で、カテゴリーの分類については、すでにもう与えられているというようなイメージを持つのですが、分類そのものもやはり諮問したほうがいいのではないかという気もするのです。やはり、何をAとして何をBとするかというのも非常に大きな点だと思いますので、この点もTORに含められないか、ちょっとご検討いただけないかと思います。

○ **原科議長** 今の件はいかがでしょう。

○ **富本** ただいまの点につきましては、もちろんその審査室が案件の内容について十分把握しておきませんと諮問の内容も決定できませんので、当然のことながら十分把握することです。もちろん補足的に、詳細については事業部からも説明はさせますけれども、基本的には審査室のほうで、どのような案件が生じているかということについて、その案件の内容と、それから問題点等については十分把握して諮問することです。

それから、この企画調整部は、全案件につきまして、その要望調査を一応調整する課も下部に作る予定で、もうすでに準備室が立ち上がっています。したがって、その全要請案件についても、どういう案件が上がってくるかということについても把握する機能を一応持っています。そこそ十分な連絡ができると。

それから、カテゴリー分類につきましても、ある程度想定してこちらで分類をしますが、必要に応じてその分類の方法、あるいは適正についても諮問するという事を想定しています。ですから、そこは必要であれば書き込むということは十分ありうると思います。以上です。

○ **原科議長** そうですね。カテゴリー分類は大事なところですから、これは入れていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどご意見がございましたが、5年以内に総括的な検討を行うということをもう1項目、ガイドラインを運用してみて、その問題点や改善点について検討する、レビューをするようなことが必要かと思えます。

- **富本** 先ほどの松本郁子委員からのご提案で、非常に重要な点かと思えます。5年以内、必要であれば2～3年ということで中間レビューをして、その現状についてご議論いただくというような機会を設けたいと思っており、必要であればここに書きたいと思えます。

それから、その他のいろいろな実施細則、実施要項と、あるいは先ほど来ご議論のありますステークホルダーの範囲や、有用な参加の確保のしかたなど、こういったものにつきましては、もちろん事業部のほうもいろいろ研究を進めていきたいと思っております。これからいろいろな細かい内容を、細則については決めていかなければいけませんので、そういった内容の一部につきましては、当然のことながらご審議いただくということもあろうかと思えます。そういった幾つか細かい点は、これからまた素案に付け加えていきたいと思っております。

- **原科議長** ほかにございますか。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 2ページに関する意見です。恐らく JICA にはすでにイメージはあるのだと思えますが、今回の委員会を振り返りましても、NGO の皆さんが果たした役割は大変大きかったと思えます。この諮問委員には、ぜひ NGO から参加できる仕掛けが必要だと思っております。上に四つの文言、「社会配慮」「自然環境」「公害」「住民移転」と書いてありますが、NGO が得意とする分野、例えば「住民対策」でもいいし、「社会配慮」でもいいし、「ステークホルダー」でもいい。NGO の人たちが応募しやすくなる文言の一つ欲しいと思えます。ぜひ、委員の中に NGO の方が入っているという仕掛けをお考えいただくべきではないかと思えます。

もう一つ質問があります。下のほうに代理人について記載されています。この代理人は当該国の人ですか。それとも日本人でも代理人になれるのですか。

- **原科議長** では、今の件。
- **上條** すみません、まだそこまで想定していないのですが、まだ答えになっていないのですけれども。
- **富本** 委員のほうには、ぜひ NGO のかたにたくさん参加していただきたいと思っております。特にこういう議論にも参加された委員のかたがた、あるいは会場で参加された NGO のかたがたも含めて、広い範囲から公募したいと思っており、積極的なご参加をお願いしたいと思っております。

今のご意見で、それに合うような委員の専門分野、それから臨時委員という中には、分野のみならず、地域ということもあろうかと思えます。例えばメコン地域とか、その他フィリピンやアジア、アフリカなど、いろいろあると思えますけれども、そういった地域の特性も踏まえて……。毎回毎回おいでいただくか、あるいはその案件によって臨時的に来ていただくかということはあると思いますが、そういったいろいろな知見をここに持ち込みた

いと考えています。

- **原科議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 参考のチャートが4ページにありますけれども、これは多分ディスカッションのために作られたと思うのです。このガイドラインの理念というか趣旨である、途上国自身の主体性を尊重してそれを支援するのだという、その精神が全然入っていないので、何かうまくそれを入れておくことが必要な気がするのですが。例えばカウンターパートという、途上国というのが入って、それに対してどういうルートでこのような情報が支援という形でその途上国のほうに届くのか。そういうところがこれには全く書いていないので、必要な気がするのです。

それからもう1点は、申し立てのほうで、環境社会配慮審議役、理事長まで上がっていくわけですが、この間で何か外部の諮問機関なり独立したものは、ここでいう審査諮問機関がそこに入ってくるのか、あるいは全く関係ないのか。その辺はどのように考えたいのでしょうか。

- **原科議長** では、どうぞ。
- **富本** 前半のご意見は確かにおっしゃるとおりです。特に在外との接点は、在外事務所が非常に重要になってくると思いますし、ここでは単に審査するだけではなく、案件の形成から実施・評価に至るまで、特に大きな事務所については、今後在外主導ということになると思いますので、ここでカウンターパート機関あるいは現地の住民、NGOを含めて、相当接点があると思います。

相手国機関の研修なども含めて、ここは重要な役割をし、かつその審査室もそういった普及ないし研修の事業として、そういう在外事務所を、単に審査するだけではなく、サポートするという機能も入ってくると思います。ここには相手国側のキャパシティ・デベロップメントという問題も当然入ってくると思います。

それから、審査役と審査諮問機関の関係は、もう少し独立した、場合によっては対立したような関係を保っておきたいと考えていますが、実際に審査役の下に何か作業をするような体制が作れるかどうかというのは、ちょっと検討しておりません。実際非常に人員も限られていますので、ここをどうするかというのは今後検討させていただきたいと思いますが、少なくとも審査諮問委員会とは独立した関係にしなければならないと思っています。ですから、ここにも当然のことながら十分な情報を差し上げてご審議いただくような体制を確保しなければ、十分な異議申し立ての審査はできないだろうと考えていますが、ここについてはもう少し議論が必要かなと思っています。

- **原科議長** 松本悟委員、どうぞ。
- **松本悟委員** 詳細についてはまた要項のところですが、頂いたものについてということで、まず審査諮問委員会について、カテゴリーA、カテゴリーBというように書いてありますが、大体何件ぐらいなのかという、その目星をちょっと教えていただきたい。つまり、月に1回程度の会合で本当に賄えるのかどうかということもあると思いますので、おおよ

そ何件ぐらいなのか。それと、これはカテゴリーA、Bのすべてなのか、あるいはAはすべてでBは部分的なのか。何は諮問し、何は諮問しないかは諮問する側が選べるわけですから、A案件は全部来るというように理解していいのか。そこについて、ちょっと今の段階でのお考えをお聞きしたい。

2点めは、特に審査諮問委員会ですが、外部からの意見を聞けるようなメカニズムというのは、やはり重要なと思います。理想は異議申し立てが起きないことです。プロセスの中で吸収できる批判なり、あるいは新しい情報については積極的に、もちろん JICA が受け入れてもいいわけですが、第三者性が多少ある諮問委員会のほうに現場から何か意見が出てくるような、そういうメカニズムというのでも考えられるのがいいかなというのが2点めです。

3点めは、その選考方法についても当然議論をしていかなければいけないかと思いますが、諮問委員会、審議役ともに、選考方法について何か今の段階でのイメージがあるかどうか。特に諮問委員会の場合は、臨時委員とそれ以外の委員で選考方法が変わってくるかどうか。今、何かイメージがあったら教えてほしい。

4点めは、異議申し立ての期間です。これは本当に要項のところできしぎし議論になるところの一つかなと思いますが、恐らく JICA が関与している間では、これはできないという理解を持っているのだと想像しています。

しかしながら、特にその調査をして、そのあとそれがどうなるかというのが JICA の役割ですから、例えば開調について、本格調査が終了するまででおしまいということで本当にいいかどうか。無償も、基本設計調査が終了するまでの期間と。要するに、これが JICA のガイドラインに遵守しているのかどうかというのは、調査が終了して、しばらく公開された最終報告書を読まないといけないわけ。基本設計調査についてもしかりで、やはり最終的な調査報告書が出てきて初めて、JICA が遵守しているのか、していないのかということが判断できるのだと思います。

したがって、ここの期間については、私はこれは今の段階から申し上げておきたいのですが、終わりが短すぎると思います。技術協力プロジェクトについては、この協力終了というのにモニタリングを含んでいるのであればそれでも適当かなと思いますが、少なくとも開調と基本設計調査については短いと思います。

最後ですけれども、後で詰めればいいことですが、審議役のところ、ヒアリングのことが書いてあります。世銀などいろいろな経験からいくと、やはり「現地調査」という言葉がいつも大きなかぎになります。それについては、今からやはり現地調査の権限というものを持たないと実効性がないという認識のもとで、早い段階からそれは要項案に含めてほしいと思います。以上です。

- **原科議長** 今たくさんございましたが、最初に案件の数、どの程度の案件が出てきそうか。これは作業の問題もありますし、委員の人数も5名でいいかどうか、それから月1回程度でいいのかなど、いろいろそういうこと材料になりますので、案件は今、どの程度

でしょうか。

- **山田委員（代理星）** 私のほうでも同じような懸念を持ってしまして、今の案件検討のスキームに照らしますと、特定の時期に相当数の案件がこの審査諮問機関の審議にかけられるということが想定されています。例えば無償資金協力だけでも、各年度で 200～300 の案件がありますけれども、そのうちの相当部分がカテゴリーB案件ということに整理される。特に案件要請段階においては情報が少ないということもあって、カテゴリーB案件に整理される可能性が高いと考えています。

その場合に、果たして毎月 1 回程度の開催で十分な審議が行えるかどうか、ちょっと疑問に感じております。我々の協力事業の円滑な実施のためにも、また適正な審議のためにも、審議形式あるいは審議の頻度などについては、十分にご議論をいただければと考えています。

- **原科議長** ありがとうございます。

私もその辺、ちょっと心配しています。毎月 1 回では無理ではないかという感じを持っていますが、どの程度の案件が想定されますか。

- **上條** まだすべてのカテゴリー分類をしているわけではないのですが、試しに今実際に動いているもののカテゴリー分類を試みているところです。それはまだ完全に決定はしていないのですが。まだちょっと感覚的などころもあるのですが、今動いているものでも、Aになるようなものは 10 件を超えたいと思います。20 まではいかないと思いますが、十数件はあると思います。Bはまた数がすごく多いので、まだ全部数を数えていないのですが、50 は超えたいと思います。それに、2004 年度の新規案件が 4 月以降決まってくるから、そういうものが加わってきます。ですから、Aは 20 ぐらいになるかなという気はしています。また一方、終わるものもあるわけですが、Aは 10 から 20 ぐらいの間はあるのではないかと。

- **原科議長** 最初が大変ですね。ある程度、2 年ぐらいたてば大体処理は終わって、年間 10 件以内になるでしょうけれども、最初はたくさんたまっていますから。

- **上條** ですから、もしAとBを全部諮問機関がやるとなると、80 とか 90 とかになるかもしれません。

- **原科議長** 富本委員、どうぞ。

- **富本** おっしゃるとおり、外務省のほうからのご指摘もあって、事業の円滑な実施ということが一方でありますから、外務省から示された案件については、ただちに実施しなければならないという責任もありますし、そこは相当頻度を多くしなければならないか、あるいは 1 回の審議時間を 3～4 時間と長く持たなければならないのかなと考えております。十分な審議が尽くせるような時間と頻度が確保されなければならない、あるいは少し分担して、委員の間で別々に審議したうえで全体的に総括するのかなというような、いろいろなやり方があると思います。ここは少し工夫が必要かなと思っています。

したがって、カテゴリーA案件についてはほとんどすべてをかけなければならないので

はないかと思っています。そこからセレクトするというのはなかなか難しいと思います。Bについてはある程度セレクトする可能性もあるかもしれませんが。ただ、内容によってはBからAに上がるというような可能性もありますので、そこはちょっと、数は今のところ全体とっておいたほうが、むしろいいのかもしれません。

それから、プロセスの問題については、せっかくここまで公開をして皆さんのご意見を頂いていますので、審査諮問委員会あるいは異議申し立ての人選のプロセスも、ぜひオープンにしていきたいと思っています。

ご提案ですが、このフォローアップ委員会をベースにした、まさに審査諮問体制のご意見の審議の場と、それからその人選にかかわる選定方法も含めて、あるいは人選そのもの、これも委員会を設置して、ぜひご議論いただいて、その審査過程については全部オープンにしていきたいと。

ただし、応募があった段階で個々のかたがたの審査について全部オープンにするかどうかというのは、個人の情報もかかわりますので、そこは多少慎重にしなければならないと思います。少なくともその審査の基準なり、条件なり、どういう方法で行うのか、それからそれを選定したあとの結果についてのプロセスは、すべて公開していきたいと考えています。

それから、外部の意見をできるだけ取り上げるというのは非常に重要なことだと思います。特に外国、あるいは現場のご意見なども取り入れるために、現地事務所を通じた意見の聴取、あるいは現地に調査に行き現場のかたがたの意見を聞く、あるいはビデオ・コンファレンスを使って意見を聞くというような方法で、できるだけこの審査諮問委員会の機関に外部の意見を反映させたいと考えています。何かご意見があったら、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

- **原科議長** あと、異議申し立ての期間など・・・。
- **富本** これにつきましては、これもぜひ今後ご議論いただきたいと思うのですが、それではいつまでオープンにしておけばいいかというのが非常に難しい。特に開発調査が終わって次の段階というのは、円借款とかその他の機関の資金協力、ないしは各国の独自の資金で行うというものです。それから、無償資金協力につきましては、基本設計実施後、閣議決定を経て、今度は外務省のほうの予算で実施されるという段階で、どこがその異議を申し立てるのがいちばんよろしいのか。

JICAが調査を終わってしまっ、報告書を作ってから異議が申し立てられて、再度調査すべしというようなことで、まだその案件が実施されていないということであればそういうこともありうるのでしょうかけれども、実施段階になってしまっているときに、JICAが何かしなさいとか、ここが足りなかったというようなご指摘があったときに、どういう対応ができるかなど。そこのところが現実問題としてあって、もし対応ができるものであれば十分対応したいと思っていますが、それと異議申し立ての議論が有効に関係してきて、その異議申立人の問題点が迅速に解決できればいいと思っているのですけれども。

それから、過去の案件につきましても、どこまでさかのぼるかということがあります。これも、現時点ですでに終わってしまったものについて異議を申し立てられて、それについてまだ実施されていなければいろいろ対応はあると思いますが、実施された段階では、どのような対応が本当に可能なのかということをご議論いただいたうえで、この期間を設定していただきたいと思います。今のところ、我々としてはこの期間が最適ではないかと思っていますので、ぜひご意見を頂きたいと思っています。

- **原科議長** 最初の段階ですから、過去のものもけっこう対象になりえますね。ですから、その意味で、その辺の対応をどうするかということが大事になってきます。

これは、ガイドラインの24ページの「3.7 フォローアップ」のところで前回議論したことに関連します。「協力事業の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合」に、この異議申し立て制度があれば、そこに出していただくということになるかと思いますが、そういうものに対応できるような期間にしておかなければいけないと思いました。

今の関係で、よろしいですか。

では、ほかの件で。作本委員、どうぞ。

- **作本委員** 作本です。これから詳細は詰められるということですが、この異議申し立て制度のところ、やはり「申し立ての方法」という項目を一つ置いたら分かりやすいのではないかと思うのです。

というのは、「申立人の要件」ということで、だれがというところに入っているのですが、次に書面で、口頭か、あるいはインターネットで問い合わせることができるのかどうか。相手は手続き上審査機関になるのでしょうかけれども、どこが受け付けるのかということ、で、「申立人の要件」の次に「申し立ての方法」ということを1項目入れられたら分かりやすくなるのではないかと思います。

それと、「申立人の要件」ですが、これからさらに検討されると思うのですけれども、ここで申立人に当たる人は、直接的な被害を受けた人、これは分かりやすいですね。この場合に、間接的な被害は除かれているわけですね。「あるいは」ということですから、「または」ということで、次の「相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国」、ここまでは分かるのですが、「当該国の住民」でしたら国民のだれでもいいというように……。これはどの辺まで……。、「当該国の住民」という日本語は少しおかしいかなと思って。「住民」というのは、恐らくこの問題があったその近くのステークホルダーその他を意識されている言葉かと思うのですが、「当該国の住民」と読むと、これは国民全部をいっているのかなと、私は間違えて読むことも可能かと思うのです。

このあたりの、やはり申立人の具体的な手続きで「だれが」ということは、訴訟手続きのようなものですから、とても大事になるかと思うので、先ほどの申立人の要件がどうである、次に申立人の手続き方法はどうかであるというような項目を分けながら検討していただければと思います。以上です。

- **原科議長** 富本委員。
- **富本** 今の点は非常に重要だと思いますので、ぜひ詳細にご議論いただきたいと思ますし、先行して JBIC さんのほうもいろいろご検討されているようなことごございます。他の国際機関等も例も踏まえて、手続きの方法あるいは範囲など、そういったものもご議論いただければと思っています。
- **原科議長** そうですね。JBIC の先行のものもありますから。それでは、ほかに。松本郁子委員、どうぞ。
- **松本郁子委員** 先ほど原科先生におっしゃっていただいた点と重なるのですが、諮問委員会の審査諮問機関の TOR の中に、継続的なガイドラインの実施状況をモニタリングするという……。実際にその諮問機関の中で毎回審査をする中で、そのガイドラインの実施状況を見られることになるのだと思うのです。1 年では少し短いかもしれませんが、2 年か 3 年ぐらいで、一度ちょっと開いた形で、諮問委員の先生がただけではなく、もう少し幅広い方が参加できるような、実施状況はどのようになっているのかというようなことを議論できる場所をぜひ作っていただきたいと思ます。
- **原科議長** それは審査諮問機関がやるのか、あるいはフォローアップ委員会のようなものをさらに継続して持ってそちらでやるか、方法はいろいろあるかと思ますが、そういった機能が欲しいということだと思ます。ほかに。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 今日の委員会が最後ですのでお願いごとになります。今まで議論してきたこの環境社会配慮ガイドラインの重みに比べて、環境社会配慮審査室の機能といいますか、組織が非常に小さいと思のです。本当は、私はこの 10 倍欲しいと思っています。そこが非常に不安です。
- **原科議長** そうですね。改めて理事長に申し上げます。
- **森嶋委員** 第 1 に、恐らくこのことは JICA が決めるのではなく、今日ご出席の外務省、あるいは財務省が最終的判断をする権限を持っていらっしゃるので、ぜひ環境社会配慮審査室には相当な人員を配置してほしいということをこの委員会としてまた委員会に参加した委員の一人としてこの場を借りて申し上げておきたいと思ます。
第 2 に、今、社会配慮審議役のことを議論しているわけですが、社会配慮の概念は非常に広いと思ます。今、企業には社会的責任が問われる時代になってきており、それがグローバル・スタンダードになりかけている時代です。これからの JICA は独立行政法人として、国際的にも国内的にもその責任を問われるという視点から、企業でいいますとお客様係ですね、どのような苦情でも受けましょうというぐらいの、もう少し幅広い役割を持った審議役にしておいたほうがいいのではないかと思っています。そこまで言うと言いますぎかもしれませんが、でも時代の流れはそうなっているかと思ます。これは JICA に対する期待です。以上です。

○ **原科議長** どうもありがとうございました。

確かに、少し体制を強化していただきたい。これは重要なところですね。結局、審査室のほうに相当スタッフがそろっていないと、審査諮問機関が機能しないと思います。そうすると、これはなり手が見つからなくなってしまうおそれがあります。ですから、審査室でしっかり情報を整理していただいて、そのうえで審査諮問機関が活動するのだと思います。

今の関係ですか。では、ちょっと待ってください。そちらを先にします。作本委員、どうぞ。

○ **作本委員** 私は先ほど村山先生がおっしゃったことがずっと頭にこびりついていて、今ここで「諮問」という言葉を使っているから、どうも意思決定にずばりかかわるようなことということで考えていたわけです。そういう意味では、先ほどちょっと話したのが、やはり意思決定者そのものに諮問がかからなければおかしいというように、組織論で考えていたわけです。今、もう一つ文章の中で、審査室が諮問するという内容は、いわゆる手続きあるいはコメントを求めたい、そのような内容が諮問内容として入っているのですね。逆に、この諮問されて答申した結果が役員に入ると、それはどういうことになるのかなと思って。

そうすると「諮問」という言葉があまりに大きい言葉なのですが、これは2段階の、いわゆる意思決定にかかわる内容もあれば、あるいは個別の案件について意見はどうですかというようなことも含めての、いろいろな種類の内容をこの「諮問」ということで言っています。その段差のようなものをつける方法はないのかなと思って、ちょっと考えていたのですが。

というのは、今、審査室に対する答申ですと、ここに入っているような手続き的なその周辺のことをうまく含みやすいのですが、私が先ほどコメントとして意図したことは、やはり何かしら大きなインパクトを持ってもらいたい、外部の人が言ったことについて注意を払ってもらいたいということがありましたので、その諮問の矢印を役員のほうに向けたわけです。実際内容からすると両方生じえるのではないかとということ、先ほど村山先生のご意見を聞いたうえで考えていて、はっきりしないのですが、組織上何かそういういい道があればと思ったわけです。以上です。

○ **富本** ちょっとご質問の趣旨が私もよく分からないのですが、基本的には、このガイドラインが遵守されているということを確保したいということの体制ですので、個別案件が中心になってくると思います。ただし、そのガイドラインが遵守されているかどうかということ、それを定期的に見直すというような活動はありますし、それに付随したようなこともあろうかと思っています。中心の課題としては、過去の案件がどうであるか、それから、それが本当にこのガイドラインの趣旨に沿って実施されているかどうかということをご議論いただくのだと思います。

そのうえで、この案件が不十分であるというような結論になれば、JICAとして中止を提

言するというような中身につきましてもご議論いただくということで、そこにまずエネルギーの大半は費やされるのではないかと考えています。それ以外に何か JICA のその他の組織や全体の政策など、そういったものに対してご議論いただくということは、今のところは想定していませんが。

○ **原科議長** 案件に対する判断ですから、それに対して理事長からの諮問に答えるということは、結局その情報を組織として共有していただく。特定の部署からではなく、組織全体の情報として共有していただきたいという意味がありまして、理事長からの諮問という格好だと思います。アセスの審査会、先ほど申し上げた地方自治体等のやり方は、知事など首長から諮問されますが、それはそのようなことだと思います。情報を共有して、意思決定に活用していただきたいと。ただ、技術的には当然担当部署のかたに対するレスポンスの格好になりますが、そのように思います。

○ **高梨** 3点ほど。カテゴリー分類の判断といいますか、今お話が出ましたように、技術的には課題部がいちばん情報を持っておられるのだと思いますが、最終的にどこが判断されるのか。審査諮問機関ということも先ほど出たと思いますが、この辺検討結果を教えてください。お願いします。

二つめは、この審査諮問機関というのは、前から申し上げていますが、いわゆる作業監理委員会との屋上屋、重複にならないようにということを重ねてお願いしていきたいのです。この中の一つの役割に、スコーピングおよび代替案の検討のところも当然審査の対象になってくるということです。現状では、作業監理委員会で十分テクニカルなところはだいたい詰めるということになっているわけです。それをまた同じようなことで、この審査諮問機関のほうで検討することになるということで、手戻りを含めて、現場では混乱が起きるのではないかと考えています。

それと、この審査諮問機関の委員の構成で、いわゆるテクニカルな人が入っていないわけです。恐らくそれは臨時委員というような形でお願いするのかもしれませんが、ある程度テクニカルな、代替案の検討のようなこともあると、やはりこの辺の人選もお考えいただかなければいけないのではないかと気がします。

それから3番目に、この実施体制の模式図といいますか、チャートですが、先ほど吉田先生から、途上国側の参画が入っていないと。それと同じように、非常に重要なプレーヤーであるコンサルタントもここには入っていません。実は、この環境社会配慮ガイドラインの遵守というのは、現場ではその辺が非常に大切な我々の役割だと思っていますので、体制を考えていただくとき、この模式図で検討いただければと思います。以上です。

○ **原科議長** 富本委員、どうぞ。

○ **富本** カテゴリー分類については、原案はこの審査室のほうで作らして諮問することです。いろいろなプロセスを経ますので、第1段階ではその要請書を受け付ける段階ですから、まず、現地の事務所や、あるいは大使館を含めたカテゴリー分類になると思います。それに対して、今度は審査室、それから事業部が当然カテゴリー分類の検討をし

て、最終的に審査室が取りまとめて、諮問委員会のほうにかけるといようなプロセスを経ると思います。

それから、作監と重複しないようにと。作監のほうが今後どのようなことになるかということを検討していますので、主として技術的なものを中心としてご助言を頂くようなことになっていくと思います。そこはできるだけ重複しないようにします。

代替案の検討。これは代替案を検討している場合もありますし、全く検討していない場合もあります。検討していない場合は、当然検討しなさいということになると思いますし、検討の方法が適切かどうかということについても、再度目配りをするということもありうるかと思っています。

それから、構成メンバーについて、必要に応じてテクニカルな人を加えるということは当然かと思っています。一方で、テクニカルだけではいけないので、やはり環境と社会の配慮を十分に分かったうえで技術面もアドバイスできるような人が、より適切ではないかと思っています。

途上国については、参加したいと思いますが、コンサルタント、これは直接利害関係がある場合には、その審査の中に適切な立場で参加できるかということがございますので、むしろ直接的な利害関係のないようなかたがたが、非常に中立的な立場から参加できるような考え方です。例えば個別の企業ではなく、財団のようなものを通して、より客観的に意見が言えるような状況が確保できれば、そういうことはありうべしとは思いますが、それが確保できるかどうかということも含めて検討していただきたいと思います。

○ **原科議長** ありがとうございます。

確かにこの常任の委員の数、一応これで数えますと5名というような感じですが、これももう少し考えて、7名とか、奇数がいいかと思いますが、そんな感じで少し広げたほうがいいのかもかもしれませんから、一応今日の段階でこういったご提案ということだと思えます。

もう予定の時間、5時になりましたので、そろそろ切り上げたいと思いますが、若干延長してよろしいでしょうか。今後のことも確認しなければいけないと思いますので。

では、どうぞ、ご意見をお願いします。

○ **石田委員** お時間のないところすみません。JACSESの石田です。一つ手短かにいきたいと思いますが、この審査諮問機関に関しまして、9ページの「緊急時の措置」の場合なのですが・・・。

○ **原科議長** ガイドライン案ですね。

○ **石田委員** そうですね。ガイドライン案の9ページのところで、「1.8 緊急時の措置」の場合、これは「早期の段階においてカテゴリー分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する」となっています。これからいきますと、この審査諮問機関がカテゴリー分類を行う、かつその緊急の判断や実施する手続きをここである程度検討するといふように理解できます。これもどのように審査諮問機関でなされるのか、また何かその辺

を明確にしていだきたいということです。

あと、そういった重大な判断をされるということですから、やはりこの審査諮問機関の委員、あるいは臨時委員の中で、緊急時の措置が必要であるといった分野に明るいかた、こういった判断が必要だということをちゃんとある程度分かっている専門家のかたに、ぜひ参加いただくようお願いしたいと思います。

- **原科議長** よろしいですか。
 - **富本** ご意見は承りました。非常に重要な点だと思っています。
 - **原科議長** それでは、今日のところはこれでよろしいでしょうか。今日のところといたしますか、この委員会は今日で最終回になりますか。
 - **上條** ガイドラインのほうは、私の理解としてはこれで一応終わったと思っているわけですが。
 - **原科議長** 今年度の委員会は今日でおしまいですか。
 - **上條** 本年度の委員会は、一応今回で終わりと思っているのですが。
 - **富本** 今回で一応このフォローアップ委員会は最終回ということで、終了させていただきます。なお、今後のスケジュールをご説明させていただきます。3ページのところがございますが、4月1日以降、環境社会配慮審査室を設置し、4月中旬から、この審査諮問機関と異議申し立て制度につきまして、再度フォローアップ委員会を設置して協議をしたいと思っています。3回程度できればと思っています。そして、5月下旬に要項を決定し、6月上旬に審査諮問委員と審議役の募集をさせていただきます。そして、1か月半ぐらい、ないしは2か月近く間をおきまして、7月下旬に審査諮問委員と審議役の選考をさせていただいて、8月中旬に審査諮問機関と異議申し立て制度の設置をしたいと思っています。
- したがって、このフォローアップ委員会は今日で終了いたします。大変ありがとうございました。そのうえで、これをベースに、再度この審査諮問機関と異議申し立て制度についてのフォローアップ委員会を、皆様のご都合をお聞きしたうえで設置したいと考えていますので、またお会いすることになるかと思っています。
- **原科議長** では、フォローアップ委員会としての会合は今日で最終回ですけれども、意見はまだ頂きます。委員会のメンバーは月の末までということになりますが、委員会としては、会合は最終回です。

吉田委員、何かございますか。

- **吉田委員** ガイドラインの議論が終わってしまうと、11ページの「2.4 審査諮問機関への諮問」の2項目めで、もう諮問機関は環境審査室から諮問されるというように規定してしまうわけですね。そうすると、今まで議論した諮問機関が、だれが諮問するのかとか、意思決定機関のどこに関与するのかというこれからの議論は、この条項で規定されてしまうと。

したがって、私の提案は、2項目めの「環境社会配慮室からの諮問に対して」という表現を、「JICA」にしておいたほうが良いと思うのです。これをやっておかないと、次の議

論がすべてできなくなるので。

○ **富本** おっしゃるとおりです。実はこの表も恐らくこの条項から取ったのだと思いますので、この議論が変われば、この部分は自動的に変わってくると思います。「JICA」としておけば間違いないと思います。

○ **原科議長** では、今のことを決めましょう。今おっしゃったとおりだと思います。大事な点をご指摘いただいたと思います。2の審査諮問機関は「JICAからの諮問に対して」ということにしましょう。それでよろしいですね。今、議論しましたので。

ほかによろしいでしょうか。大体大事なことは終わったと思います。

それでは、我々の会合は今日で最終回です。ただ、まだ来週の月曜までいろいろご意見を頂きますし、また必要に応じて緊急に開くかもしれませんので、一応委員としての任期は3月いっぱいと考えていただいたほうがよろしいですね。

どうぞ、では富本委員。

○ **富本** それでは、最後に一言ごあいさつをさせていただきます。2002年の12月から、19回にわたりまして改定委員会をさせていただきます。また、2003年の12月からは5回のフォローアップ委員会、それからパブリック・コメントなど、大変ご協力いただきまして、ありがとうございました。また、多数の一般のかたがたのご参加、それから海外からのコメントも頂きまして、大変ありがとうございました。JICAといたしましては非常に新しい試みでしたし、こういうプロセスを経て、ここまでガイドラインができたことを、大変ありがたく思っています。

また今後審査諮問委員会や異議申し立ての制度もご議論いただきたいと思います。今後とも、ひとつよろしくご協力いただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上です（拍手）。

○ **原科議長** どうもありがとうございました。

それでは、5時8分ぐらいになりましたが、これで本日の会合を終わらせていただきます。そして、この委員会、正式な会議は一応今日までということにいたします。ただ、委員としての任務は3月末まででございますので、いろいろまたご意見を頂くかもしれませんので、よろしく願いいたします。どうも長い間ご協力ありがとうございました。終了いたします。

午後五時八分開会